

箕輪町地域防災計画

資料編

令和6年度修正

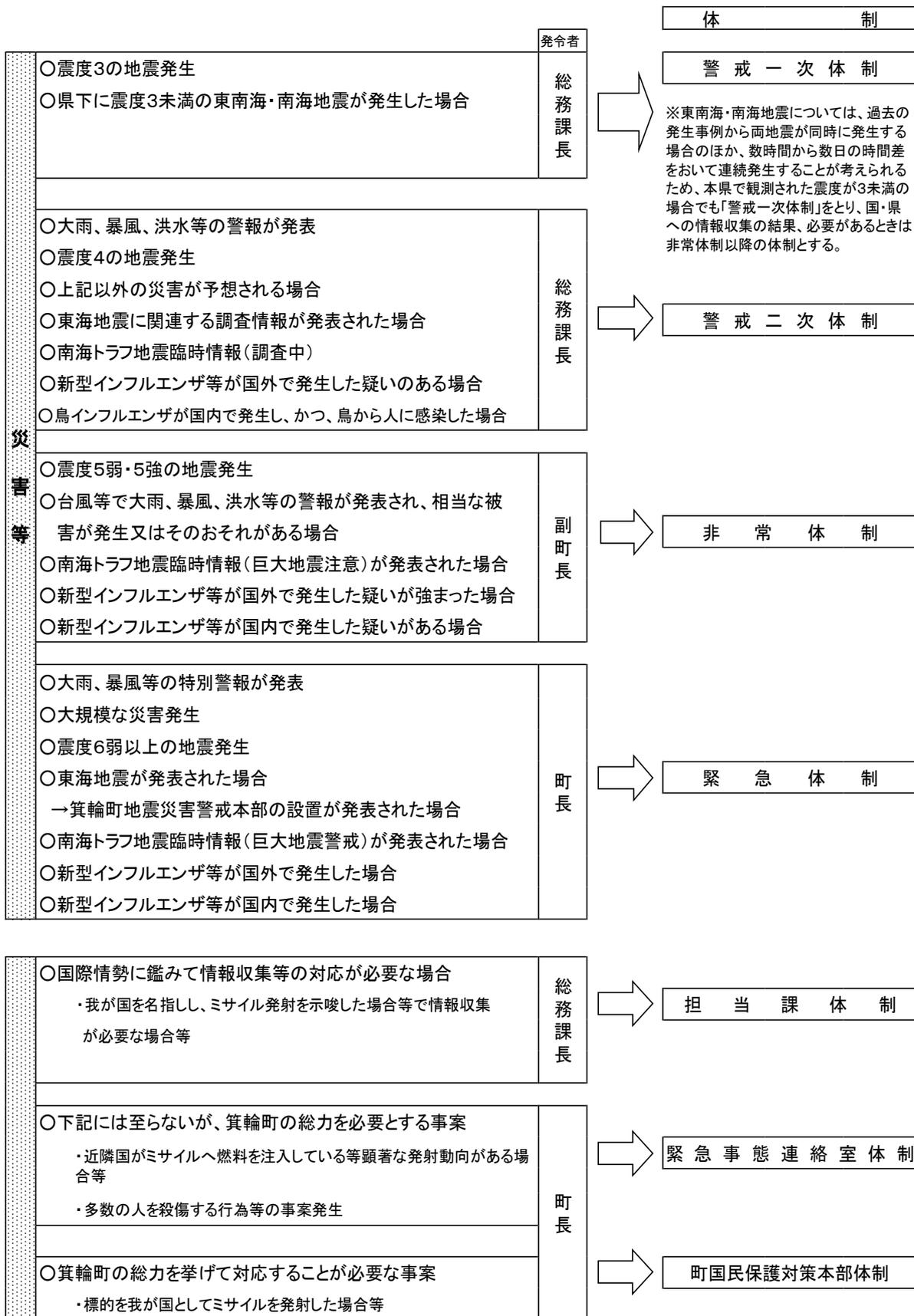
(令和7年度)

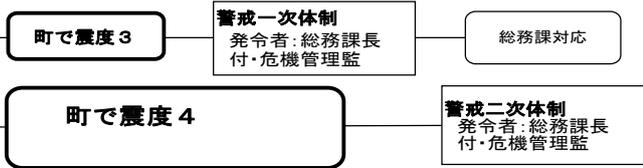
箕輪町防災会議

資料編 目次

- 資料1 災害等事案に係る箕輪町の活動体制
- 資料2 配備体制と体制基準
- 資料2-2 南海トラフ関連地震体制基準
- 資料3 災害対策本部組織図（連絡系統表）
- 資料4 本部及び各部の所掌事務
- 資料4-2 箕輪町警戒レベル5段階区分による避難情報の発令基準
- 資料4-3 警戒レベル5段階区分による箕輪町避難情報の判断・伝達基準
- 資料5 箕輪町防災行政デジタル無線施設（構成図）
- 資料6 箕輪町 デジタル簡易無線機設置場所一覧表
- 資料7 箕輪町 デジタル簡易無線機設置使用方法
- 資料8 防災関係機関連絡表
- 資料9 要配慮者利用施設一覧表
- 資料10 「水防法等の一部を改正する法律」の概要
- 資料11 箕輪町医師会名簿
- 資料12 箕輪町歯科医師会名簿
- 資料13 箕輪町薬剤師会名簿
- 資料14 災害時協定等締結の状況
- 資料15 危険物施設事業所別台帳一覧表
- 資料16 応急仮設住宅建設候補地一覧
- 資料17 県への概況速報（様式第1号）
- 資料18 消防庁への災害概況速報（消防庁第4号様式）
- 資料19 県への人的及び住家の被害報告（様式第2号）
- 資料20 県への避難指示等避難状況報告（様式第2-1号）
- 資料21 連絡記録票
- 資料22 箕輪町防災会議条例
- 資料23 箕輪町地震災害警戒本部条例
- 資料24 箕輪町災害対策本部条例
- 資料25 箕輪町防災行政用無線局管理運用規則
- 資料26 箕輪町自主防災組織育成事業補助金交付要綱
- 資料27 箕輪町避難行動要支援者登録制度実施要項
- 資料28 長野県市町村災害時相互応援協定書
- 資料29 長野県消防相互応援協定書
- 資料30 長野県消防相互応援協定実施細則
- 資料31 土砂災害防止法の一部改正に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の概要
- 資料32 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表
- 資料33 緊急交通路と緊急輸送路
- 資料34 箕輪町環境放射線調査実施要領
- 資料35 箕輪町被災者台帳
- 資料36 災害対策基本法に基づく車輛移動に関するフローチャート
- 資料37 箕輪町建物被害認定調査・り災証明発行マニュアル
- 資料38 災害発生から「災害ボランティアセンター」開所までのフロー図
- 資料38-2 箕輪町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル
- 資料39 遺体安置所・遺族控室配置図
- 資料40 長野県における林野火災空中消火の実施体制
- 資料41 南海トラフ「異常現象で警戒情報」発表（R2.3.23）
- 資料42 「DMAT」上伊那対策本部指揮命令系統の体系及び関係機関

資料1 災害等事案に係わる箕輪町の活動体制





	課名	配備職員	人数	主な担当事務
統括グループ	総務課	課長	2	1 情報収集、伝達及び情報統括 2 上伊那広域消防本部との連絡・調整 3 消防団との連携
		危機管理監	1	
		総務係長	1	
		危機管理係長	1	
		危機管理係員	2	
		DX推進係長	1	
		DX推進係員	2	
土木グループ	建設課	課長	1	1 土木関係情報収集
		建設工事係長	1	
		建設管理係長	1	
土木グループ	水道課	課長	1	1 上下水道関係情報収集
		水道工事係長	1	
		水道管理係長	1	
土木グループ	みどりの戦略課	課長	1	1 農作物、園芸作物、家畜等関係情報収集 2 耕地農業用施設関係情報収集 3 林道、林地関係情報収集
		農業振興係長	2	

※新型インフルエンザ等に関しては、総務課、健康推進課及びみどりの戦略課が対応する（みどりの戦略課は鳥インフルエンザ段階まで）。

※総務課長は、災害の種類及び程度により配備職員を増減員することができる。



※人的被害や住宅被害が発生したときは別紙「本部及び各部の所掌事務」で対応する。

	課名	配置職員	人数	主な担当事務	
統括グループ	総務課	課長	2	1 情報収集、伝達及び被害調査の総括 2 各課間の調整 3 庁舎、車両関係対応 4 上伊那広域消防本部との連絡・調整 5 消防団との連携	
		課員	全員		
		議会・監査委員事務局	1		1 議会対応
		企画振興課	課長		2
まちづくり政策係 みのわの魅力発信室	全員		2 情報通信対応		
統括グループ	会計課	課長	1	1 災害対策物品の出納対応	
住民グループ	福祉課	課長	1	1 福祉関係情報収集と応急対応	
		課員	全員		
	健康推進課	課長	1		1 保健関係情報収集と応急対応
	健康づくり支援係	全員	1		
住民グループ	くらしの安全安心課	課長	1	1 地域交通関係情報収集と応急対応	
		生活環境・交通係	全員		
土木グループ	建設課	課長	1	1 土木関係情報収集と応急対応	
		課員	全員		
	水道課	課長	1		1 上下水道関係情報収集と応急対応
		課員	全員		
土木グループ	みどりの戦略課	課長	1	1 農林関係情報収集と応急対応	
		課員	全員		
土木グループ	商工観光課	課長	1	1 商工関係情報収集と応急対応	
		課員	全員		
教育グループ	学校教育課	課長	2	1 学校関係情報収集と応急対応	
		課員	全員		
	子ども未来課	課長	2		1 保育園関係情報収集と応急対応
教育グループ	文化スポーツ課	課長	1	1 社会教育、文化、社会体育施設関係の情報収集と応急対応	
		課員	全員		

※新型インフルエンザに関しては、総務課、健康推進課、学校教育課及び子ども未来課が対応する。

※副町長は、災害の種類及び程度により配備課、職員を増減員することができる。



南海トラフ関連地震発生

南海トラフ臨時情報（調査中）

警戒1次体制
発令者：総務課長
付・危機管理監

危機管理係対応

南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）

警戒2次体制
発令者：総務課長
付・危機管理監

	課名	配備職員	人数	主な担当事務	
統括グループ	総務課	課長	1	1 情報収集、伝達及び情報統括 2 上伊那広域消防本部との連絡・調整 3 消防団との連携	
		危機管理監	1		
		総務係長	1		
		危機管理係長	1	通常勤務・自宅待機 (状況により直ちに参集できる体制を確保)	
		危機管理係員	2		
		DX推進室長	1		
土木グループ	建設課	DX推進係長	1		
		DX推進係員	1		
	水道課	課長	1		通常勤務・自宅待機 (状況により直ちに参集できる体制を確保)
		水道管理係長	1		
	みどりの戦略課	課長	1		
		農業振興係長 森ビジョン推進係長	1 1		

※1 総務課長は、災害の内容に応じて配備職員を増減員することができる。

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

警戒3次体制
発令者：総務課長
付・危機管理監

	課名	配置職員	人数	主な担当事務
統括グループ	総務課	課長	1	警戒2次体制の事務のほか 1 庁舎、車両関係対応 2 各課間の調整
		危機管理監	1	
		総務係長	1	通常勤務（自宅待機）
		危機管理係長 危機管理係員	1 2	
議会・監査委員事務局	局長	1	通常勤務・議会対応（自宅待機）	
住民グループ	企画振興課	課長	2	通常勤務（自宅待機）
		まちづくり政策係 みのわの魅力発信室	全員 全員	
	福祉課	課長	1	通常勤務・福祉関係情報収集（自宅待機）
		課員	全員	
健康推進課	課長	1	通常勤務・保健関係情報収集（自宅待機）	
	健康づくり支援係	全員		
土木グループ	建設課	課長	1	通常勤務（自宅待機）
		課員	全員	
	水道課	課長	1	通常勤務（自宅待機）
		課員	全員	
みどりの戦略課	課長	1	通常勤務（自宅待機）	
	課員	全員		
教育グループ	学校教育課	課長	1	通常勤務（自宅待機）
		課員	全員	
	こども未来課	課長	1	通常勤務（自宅待機）
課員		全員		
文化スポーツ課	課長	1	通常勤務（自宅待機）	
	課員	全員		

※2 総務課長は、災害の種類及び程度により配備課、職員を増減員することができる。

町で震度4以上の地震が発生した場合は地震配備体制による



室又は部		担当課等の名称	人数	事務分掌	
本部室	本部長	町長	1		
	副本部長	副町長	1	本部長を補佐し、本部長に事故ある時は職務を代行する。	
	本部長付き	教育長	1	(教育関係担当)	
	本部長付き	消防団長、副団長	2	(消防団担当)	
	本部長付き	箕輪町赤十字奉仕団委員長	1	(箕輪町赤十字奉仕団担当)	
	本部室長	総務課長	1	本部室の庶務に関すること	
統括グループ 長・兼総務課長 総務課 (18人) (地区派遣職員15人) 議会事務局 (3人) 企画振興課(14人) 会計課 (3人)	兼総務部長 部長付き	総務課長	1	総括、他グループとの連絡調整	
		ゼロカーボン推進室長	1		
		危機管理監	1		
	総務部	総務班長 副班長 班員	総務係長	6	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 庁用自動車の確保・配車 (3) 受援に関すること (受援統括班の編成) ・庁内における人的・物的資源ニーズのとりまとめ
			秘書係長		
			総務係員 (2)		
		ゼロカーボン推進係員 (2)			
	人事班長 班員	課長補佐兼人事係長	3	・庁内における人的・物的支援の受け入れ状況のとりまとめ ・今後、必要となる人的・物的支援の応援を要請 ・応援職員の待機場所の確保 (4) 被災職員に関すること	
		人事係員 (2)			
	危機管理班長 副班長 班員	危機管理係長	6	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 予報・警報等の伝達 (3) 災害・被害情報の収集 (4) 避難情報の発令 (5) 防災行政無線の統制 (6) 消防団との連絡調整 (7) 関係機関等への連絡・応援要請等 ※自衛隊・消防・警察への応援要請 (8) 災害の記録 (9) 災害救助法の運用	
		D X 推進係長			
		危機管理係員 (2)			
	(状況に応じ本部から増員派遣する)	地区派遣職員 (15人)	沢地区	1	※別途指定
大出地区			1		
八乙女地区			1		
下古田地区			1		
上古田地区			1		
中原地区			1		
松島地区			1		
木下地区			1		
富田地区			1		
中曽根地区			1		
三日町地区			1		
福与地区			1		
長岡地区			1		
南小河内地区			1		
北小河内地区			1		
議会部長	議会事務局長	1	総括		
議会部	議会班長	議会事務局次長	2	議会に関すること	
		担当係長			
企画振興部長	企画振興課長	1			
部長付きみのわの魅力発信班長	みのわの魅力発信室長	1	総括		

企画振興部	まちづくり政策班長 班員	まちづくり政策係長 まちづくり政策係員	2	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)災害対策経費の予算管理	
	財政班長 班員	財政係長 財政係員(2)	3	(3)町の行政財産・普通財産の管理 (4)広報に関すること(報道対応)	
	みのわの魅力発信室 広報・交流推進班長 班員	課長補佐兼みのわの魅力発信 室広報・交流推進係長 みのわの魅力発信室 広報・交流推進係員(2)	1 2	(5)情報通信に関すること (6)被害情報等の収集 ※情報のトリアージと総括 (7)被災者数の把握	
	みのわの魅力発信室 移住定住推進班長 班員	みのわの魅力発信室 移住定住推進係長 みのわの魅力発信室 移住定住推進係員(2)	3	(8)定例記者会見場所の確保と設置	
	会計部長	会計課長	1	総括	
会計部	会計班長 副班長	会計係長 担当係長	2	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)災害対策経費の出納 (3)災害対策物品の出納 (4)義援金の受け入れ・保管	
	住民グループ 長・福祉課長	兼福祉部長	福祉課長	1	総括、他グループとの連絡調整
福祉課(14人) 健康推進課(14人) くらしの安全安心課(6人) 住民税務課(10人)	福祉部	高齢者あんしん班長 副班長 班員	課長補佐兼高齢者あんしん係長 担当係長 高齢者あんしん係員(2) (内保健師2)	4	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)関係機関等への連絡・応援要請等 (3)住民の避難に関すること (4)避難行動要支援者に関すること
		障がい者福祉班長 班員	障がい者福祉係長 障がい者福祉係員(2)	3	(5)避難所の開設・運営 (6)社会福祉協議会との連絡調整 (7)ボランティア受け入れ・派遣
		社会福祉班長 班員	社会福祉係長 社会福祉係員(1)	2	(8)日赤奉仕団との連絡調整 (9)炊出し、食料の供給 (10)高齢者の生活に関すること
		介護保険班長 班員	介護保険係長 介護保険係員(1)	2	(11)生活保護者・障がい者等の生活支援 (12)被服・寝具・その他生活必需品の支援
		生活相談班長 班員	生活相談室係長 生活相談室係員(1)	2	(13)災害弔慰金及び見舞金 (14)災害援護資金の貸付け
		健康推進部長	健康推進課長	1	総括
健康推進部	健康づくり支援班長 副班長 班員	健康づくり支援係長 担当係長 健康づくり支援係員(8) (内保健師6)	10	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)関係機関等への連絡・応援要請等 (3)保健センターの災害対策 (4)医療救護所(保健センター)開設 (5)食品衛生 (6)感染症に関すること (7)被災者の救護 (8)救急医療品の調達	
	国保医療班長	国保医療係長 担当係長 係員(1)	3	(9)保健指導・健康相談等 (10)診療所施設の災害対策 (11)支援物資の受け入れ・保管・配送 (12)避難所運営支援	
くらしの安全安心部	くらしの安全安心部長	くらしの安全安心課長	1	総括	
	生活環境・交通班長 班員	(兼務) 係員(3)	3	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)関係機関等への連絡・応援要請等 (3)災害時多言語支援センターの設置・運営	
	多文化共生・男女共 同参画推進班長 班員	(兼務) 係員(2)	2	(4)死者の理火葬 (5)尿尿及びごみ対策 (6)大気汚染・水質汚染等 (7)死犬猫等の処理 (8)被災家屋等公費解体に関する こと (9)防犯に関すること	

	住民税務部長		住民税務課長	1	総括
	住民税務部	住民班長 住民班員	住民係長 担当係長	2	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 関係機関等への連絡・応援要請等 (3) 安否確認
		住民税班長 班員	住民税係長 係員 (2)	3	・ 死者、行方不明者のPC入力 (4) 死者・行方不明者の戸籍等 (5) 被災家屋・宅地等の調査
		資産税班長 班員	資産税係長 係員 (2)	3	・ 被害認定調査 (6) 被災者台帳の作成 (7) 被災・罹災証明
		収納班長	収納係長 係員 (1)	2	(8) 被災者の納税 (9) 被災者生活再建支援 ・ 支援金の支給申請等
土木グループ 長・建設課長	兼建設部長		建設課長	1	総括、他グループとの連絡調整
建設課 (7人) 水道課 (9人) みどりの戦略課 (10人) 商工観光課 (5)	建設部	建設管理班長 班員	建設管理係長 係員 (2)	3	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 関係機関等への連絡・応援要請等 (3) 建築物の災害対策
		建設工事班長 班員	建設工事係長 係員 (1)	2	※応急危険度判定対策 (判定実施本部設置等) (4) 公営住宅の災害対策 (5) 応急仮設住宅に関すること (6) 道路公園等の都市施設の災害対策 (7) 道路・橋梁・河川施設の災害対策 (8) 水防現場対策 (9) 水防資材等必要物資の調達 (10) 緊急物資の輸送 (11) 緊急輸送路の確保
	水道部長		水道課長	1	総括
	水道部	水道管理班長 班員	水道管理係長 係員 (3)	4	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 関係機関等への連絡・応援要請等 (3) 水道施設の災害復旧
		水道工事班長 班員	課長補佐兼水道工事係長 係員 (2)	3	(4) 飲料水の供給確保 (5) 公共下水道の災害対策 (6) 農業集落排水の災害対策 (7) 箕輪ダム関連災害対策
みどりの戦略部	みどりの戦略部長		みどりの戦略課長	1	総括
	みどりの戦略部	農業振興班長 班員	農業振興係長 担当係長 係員 (2) ※土地改含む	4	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 関係機関等への連絡・応援要請等 (3) 農作物の被害対策 (4) 家畜の伝染病・災害対策
		農業委員会事務局班長	農業委員会事務局次長		(5) 被害農家の経営指導・融資 (6) 農地・農業用施設の災害対策
		未来農戦略班長 班員	未来農戦略係長	1	(7) 農業水利の災害対策 (8) 山林・治山施設・林道の災害対策
森ビジョン推進班長 班員	(兼務) 係員 (2)	3			
商工観光部	商工観光部長		商工観光課長	1	総括
	商工観光部	観光班長 班員	観光係長 係員 (1)	2	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 関係機関等への連絡・応援要請等 (3) 商工業関係との連絡調整
		商工班長 班員	商工係長 係員 (1)	2	(4) 観光施設の災害対策 (5) 企業・勤労者に対する融資 (6) 失業者対策

教育グループ 長・学校教育課長 学校教育課(7人) 小・中学校(3人) こども未来課(14人) 各保育園(52人) 文化スポーツ課(8人)	学校教育部長	学校教育課長	1	総括、他グループとの連絡調整		
	学校教育部	教育総務班長 班員	(兼務) 教育総務係員(3) 管理係員(2)	6	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)関係機関等への連絡・応援要請等 (3)児童生徒の安全対策 (4)教職員の動員 (5)被災教職員に関すること (6)教材・学用品に関すること (7)学校給食施設の利用	
		中部小学校		0	教育総務班との情報連絡 (学校長指示優先)	
		北小学校	栄養士(1)	1		
		東小学校	栄養士(1)	1		
		南小学校	栄養士(1)	1		
		西小学校		0		
		箕輪中学校		0		
	こども部長 部長付き	こども未来課長		1	総括	
		保育園室長		1		
	こども部	支援班長 班員	支援係長 係員(4) (内保健師 2 社会福祉士 1)	5	(1)部内の庶務、各部との連絡調整 (2)関係機関等への連絡・応援要請等 (3)保育園児及び施設の災害対策 ※災害発生が夜間、休日(祝日)の場合は、 福祉課の避難所の開設、運営の応援	
		相談班長 班員	相談係長 係員(3) (内保健師 3)	4		
		保育園班長 副班長 班員	保育園係長 担当係長 係員(1)	3		
		沢保育園	園長			1
			主任保育士			2
			保育士			5
			給食調理員			1
		上古田保育園	園長			1
			主任保育士			1
			保育士			3
		松島保育園	園長			1
総括主任保育士				1		
主任保育士				1		
保育士				6		
給食調理員		給食調理員		1		
		木下保育園	園長	1		
		総括主任保育士		1		
		主任保育士		1		
保育士		保育士		6		
		給食調理員		1		
	三日町保育園	園長	1			
	主任保育士		1			
保育士	保育士		2			
	東みのわ保育園	園長	1			
	主任保育士		1			
保育士	保育士		3			
	長田保育園	園長	1			
	主任保育士		1			
保育士	保育士		2			
	若草園	園長	1			
	保育士		2			
子育て支援センター	所長		1			
	係員(1)		1			

文化スポーツ部長 部長付郷土博物館班長	文化スポーツ課長	1	総括	
	郷土博物館長	1		
	文化スポーツ部	生涯学習班長	3	(1) 部内の庶務、各部との連絡調整 (2) 関係機関等への連絡・応援要請等 (3) 社会教育施設の災害対策 (4) 文化センターの災害対策 (5) 博物館・図書館及び文化財の災害対策
		副班長 班員		
スポーツ振興班長	3	(6) 公民館（地区館・分館を含む）の災害対策 (7) 社会体育施設の災害対策 (8) 行方不明者の捜索・処理・運搬・収容 (9) 遺体安置場の設置・運営 ・棺の確保と埋葬場所の確保 (10) 被災者台帳（人的被害の把握と入力） (11) ヘリポートの準備（グラウンド管理）		
副班長 班員			スポーツ振興係長 スポーツ振興担当係長 係員 (1)	

警戒レベル5段階区分による避難情報の発令基準

1 避難情報等と居住者等がとるべき行動

警戒レベル3	高齢者等避難	発令する状況：災害のおそれあり 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4	避難指示	発令する状況：災害のおそれ高い 居住者等がとるべき行動：危険な場所から 全員避難
警戒レベル5	緊急安全確保	発令する状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） 居住者等がとるべき行動： 命の危険 直ちに安全確保

2 警戒レベルによる避難情報の判断基準（いずれかに該当する場合に発令）

区分	洪水予報河川の発令基準（天竜川）	その他河川等の発令基準	土砂災害の発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1 伊那富水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3）「 2.60m 」に到達し、かつ水位予測において引き続き水位上昇が予測されている場合 2 氾濫危険水位（レベル4）「 3.10m 」に到達することが予想されている場合（急激な水位上昇による氾濫に注意） 3 洪水危険度分布が「 避難判断水位の超過に相当（赤） 」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合	1 各河川の危機管理型水位計の水位が 観測開始水位 （沢川を除く） 桑沢川「ふきはら橋」（-0.84m） 深沢川「下深沢橋」（-1.68m） 帯無川「帯無橋」（-1.93m） に到達し、下記①②のいずれかの場合 ①引続き水位上昇のおそれがある場合 ②各河川の流域雨量指数による洪水警報危険度分布に「 警戒（赤） 」が出現した場合 2 軽微な侵食等が発見された場合 3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布に「 警戒（赤） 」が出現した場合 ※実況または予想で土壤雨量指数が大雨警報の基準に到達 2 数時間後に雨量等が避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	1 伊那富水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4）「 3.10m 」に到達したと発表された場合 2 氾濫危険水位に達していなくても、氾濫開始相当水位「 4.12m 」に到達することが予想されている場合 3 洪水危険度分布が「 氾濫危険水位の超過に相当（紫） 」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合や立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	1 各河川の危機管理型水位計の水位が 危険水位 （沢川を除く） 桑沢川「ふきはら橋」（-0.30m） 深沢川「下深沢橋」（-0.48m） 帯無川「帯無橋」（-0.63m） に到達し、下記①②のいずれかの場合 ①引続き水位上昇のおそれがある場合 ②各河川の流域雨量指数による洪水警報危険度分布に「 危険（紫） 」が出現した場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合や立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	1 土砂災害警戒情報 が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布に「 危険（紫） 」が出現した場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合や、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 4 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	1 【災害切迫】伊那富水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位「 4.12m 」に到達した場合 2 洪水危険度分布が「 氾濫している可能性（黒） 」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 【災害発生を確認】堤防の決壊や越水等が発生した場合（水防団からの報	1 【災害切迫】各河川の水位計の水位が 堤防天端高 である（ 0.00m ）に到達した場合 2 各河川の流域雨量指数による洪水警報危険度分布に「 災害切迫（黒） 」が出現した場合 3 堤防に異常な侵食等の進行や亀裂により決壊のおそれが高まった場合 4 箕輪ダムの樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 5 大雨特別警報（浸水害） が発表された場合	1 【災害切迫】 大雨特別警報（土砂災害） が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布に「 災害切迫（黒） 」が出現した場合 3 【災害発生を確認】土砂災害の発生が確認された場合（水防団からの報告等）

	告等)	6 【災害発生を確認】堤防の決壊や越水等が発生した場合（水防団からの報告等）	
入手	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁「洪水キキクル」 ・気象庁「指定河川洪水予報」 ・国交省「川の防災情報」 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁「洪水キキクル」 ・国交省「川の水位情報」 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁「土砂キキクル」 ・県河川砂防情報ステーション「土砂災害危険度メッシュ」

【避難情報発令における留意事項】

- (1) 「大雨警報（土砂災害）」「土砂災害警戒情報」「大雨特別警報」は市町村単位を基本として発表されるため、**避難情報の発令対象区域は適切に絞り込むこと。**
- (2) 強い台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合は、「**夕刻時点**」での発令を検討すること。
- (3) 夜間や未明であっても、発令基準に該当する場合は、**時間帯に関わらず躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令すること。**
- (4) 警戒レベル5「緊急安全確保」を発令した後、水防団からの報告等で災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
- (5) 沢川については、水位による避難判断基準が無い場合、**流域雨量指数による洪水警報危険度分布を元に避難情報発令を検討する。**（赤：高齢者等避難、紫：避難指示）

【参考情報】

- (1) 流域雨量指数とは、上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを判断する指数であり、過去の災害等のデータを元に気象庁が基準値を設定している。
- (2) 箕輪町における50年に一度の値は、48時間降水量240mm・3時間88mmである。
(令和4年3月：気象庁)
- (3) 土砂災害が発生するかどうかの判断基準
 土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示発令の判断は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す「土壌雨量指数」等の長期雨量指数と60分間積算雨量標を組み合わせた基準を用いている「土砂災害警戒情報」と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害危険度分布」情報が判断の材料となる。
- (4) 土砂災害は予測が大変困難であるため、土砂災害の前兆現象である山鳴り、湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化を早期に発見することが重要である。

(5) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土壌雨量指数等の実況値または2時間先までの予測値を用いて表示している。

(6) 「その他河川等の発令基準」における桑沢川・深沢川・帯無川の判断基準は、「電波式」の危機管理型水位計で、堤防天端高を0（ゼロ）とし、そこからの水位の高さを計測する。

なお、水位の設定については

- ・観測開始水位

「河川断面の2割に相当する水位」で、「水防団待機水位」相当として設定

- ・危険水位（暫定水位）

「河川断面の7割に相当する水位」で、「危険水位（暫定水位）」として設定

箕輪町避難情報の判断・伝達基準

～河川氾濫・土砂災害に伴う避難情報判断要領～

箕輪町役場 総務課

令和 6 年度 改定版

目 次

1	策定にあたって	17
2	避難情報の発令時の状況及び住民等に求める行動	18
3	洪水に関する避難情報の発令基準	19
4	土砂災害に関する避難情報の発令基準	36
5	避難情報の情報伝達手段	41

(参考) 避難情報の情報伝達文例

1	洪水（河川氾濫）	42
2	土砂災害	45

1 策定にあたって

箕輪町地域防災計画では、風水害による被害を軽減するため、住民に対する気象情報等の伝達や、迅速かつ円滑な避難情報の発令、災害の未然防止活動といった災害発生以前の活動を重視し、特に要配慮者が迅速に避難できる対策を重点的に講じるものとしています。

このため、風水害により住民の生命身体に危険が生じるおそれのある場合には、災害がおよぶと予測される地域の住民に対して遅滞なく警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」の発令を行い、適切な避難誘導が実施できるよう「箕輪町避難情報の判断・伝達基準」を策定します。

※内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新）を参考にして本基準を策定しました。

プロアクティブの原則

大規模災害発生のおそれがある場合の3つの行動原理

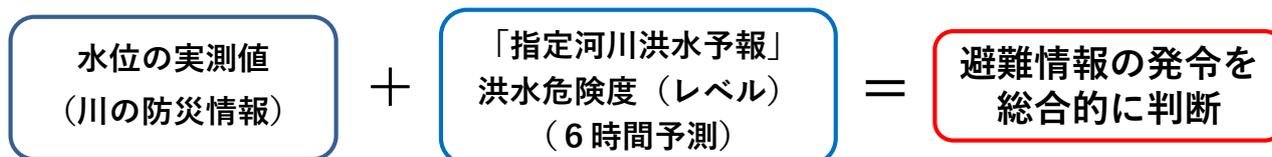
- 1 疑わしいときは行動せよ！！
- 2 最悪の事態を想定して行動せよ！！
- 3 空振りには許されるが、見逃しは許されない！！

2 避難情報等と居住者等がとるべき行動

発令区分	発令される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	災害発生または切迫 (必ず発令される情報ではない)	<p>●命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。立ち退き避難できなかった場合の次善の行動である。
～ 警戒レベル4までに必ず避難 ～		
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	災害のおそれ高い	<p>●危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	災害のおそれあり	<p>●危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する人 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	<p>●自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅、施設等の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	<p>●災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3 洪水に対する避難情報の発令基準

(1) 洪水予報河川「天竜川」の警戒レベルによる避難情報の発令基準



発令区分	発令基準
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】</p> <p style="text-align: center;">高齢者等避難</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>1：天竜川上流洪水予報により、基準となる伊那富水位観測所の水位が、避難判断水位 (レベル3) である「2.60m」に到達し、かつ水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 ※気象庁ホームページ「指定河川洪水予報」で水位予測を確認</p> <p>2：天竜川上流洪水予報の水位予測により、基準となる伊那富水位観測所の水位が、氾濫危険水位 (レベル4) である「3.10m」に到達することが予想されている場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合)</p> <p>3：洪水の危険度分布 (水害リスクライン) で、「避難判断水位の超過に相当 (赤)」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※夕刻時点で発令</p>

【警戒レベル4】

避難指示

以下のいずれかに該当する場合に発令

- 1：天竜川上流洪水予報により、基準となる伊那富水位観測所の水位が、**氾濫危険水位（レベル4）である「3.10m」に到達したと発表された場合**（または**到達したと確認された場合**）
- 2：天竜川の伊那富水位観測所の水位が氾濫危険水位である「**3.10m**」に到達していないものの、天竜川の伊那富水位観測所の水位が、**氾濫開始相当水位である「4.12m」に到達することが予想される場合**
- 3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で、「**氾濫危険水位の超過に相当（紫）**」になった場合
- 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 5：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
※夕刻時点で発令
- 6：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報発表の3時間後には暴風となるおそれがある）

【警戒レベル5】

緊急安全確保

以下のいずれかに該当する場合発令

- 1：天竜川の伊那富水位観測所の水位が、**氾濫開始相当水位である「4.12m」に到達した場合**
（個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合）
- 2：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で、「**氾濫している可能性（黒）**」になった場合
- 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
【災害発生を確認】
- 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
（指定河川洪水予報の氾濫発生情報「警戒レベル5相当情報」、水防団からの報告等により把握できた場合）

◆警戒レベル4「避難指示」発令時の注意

夜間・未明であっても発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。

◆警戒レベル5「緊急安全確保」発令時の注意

発令基準1～4を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。（ただし、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」の行動をとるよう

繰り返し呼びかける)

※発令判断にあたっては、必要に応じて長野地方気象台、国土交通省天竜川上流河川事務所、長野県に助言を求める。

※基準水位の用語

「氾濫開始相当水位」とは、一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において河川氾濫が開始するであろう水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に換算したものをいう。伊那富水位観測所の受け持ち区間では河口から 211.2km の地点（辰野町、伊那富付近）であり、その水位は 4.12m である。

「氾濫する可能性のある水位」は、同様の考え方であるが、「その箇所の背後に財産がある場合」の水位を指す。伊那富水位観測所の受け持ち区間では河口から 211.4km の地点であり、その水位は 4.30m である。

両水位を比較した場合、氾濫の危険がある箇所が近いものの、情報としては災害レベル 5 の災害発生情報であることを踏まえ、町の避難判断基準としては低い水位（氾濫開始相当水位）を採用している。

ア 洪水予報河川「天竜川」の避難情報の判断基準となる水位

河川名	水位観測所	水防団 (消防団) 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫開始 相当水位
天竜川	伊那富	1.0m	1.50m	2.60m	3.10m	4.12m

※水防団（消防団）出動水位：2.20m

【洪水予報河川】

○国土交通省と共同で行う指定河川洪水予報

2つ以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川

天竜川（国土交通大臣が指定）

○都道府県と共同で行う指定河川洪水予報

上記以外の河川で、洪水によって相当の被害が発生するおそれのあるものについて、気象庁と協議して都道府県知事が指定した河川

※箕輪町は該当なし

○水位周知河川

県知事が洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

※箕輪町は該当なし

イ 避難情報の発令基準及び発令の判断要領

(ア) 洪水予報河川「天竜川」は「指定河川洪水予報」で確認

洪水予報河川である天竜川の氾濫に対する避難情報の発令は、天竜川上流河川事務所と長野地方気象台が共同発表する「指定河川洪水予報」の内容に応じて判断し、避難情報を発令する。

※気象庁の「指定河川洪水予報」で、伊那富水位観測所における**6時間**先の水位が

- レベル1 水防団待機（1.00m）
- レベル2 氾濫注意水位（1.50m）
- レベル3 避難判断水位（2.60m）
- レベル4 氾濫危険水位（3.10m）

のどのレベルに到達する予想か確認し、避難情報の発令を判断する。

天竜川上流氾濫警戒情報(洪水予報河川の発表例)

観測所	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
伊那富	×日 17時 50分の状況	1.50	■■■■			
	×日 18時 00分の予測	1.60	■■■■■			
	×日 19時 00分の予測	1.70	■■■■■■			
	×日 20時 00分の予測	1.90	■■■■■■■			
	×日 21時 00分の予測	2.20	■■■■■■■■■			
	×日 22時 00分の予測	2.60	■■■■■■■■■■■			
	×日 23時 00分の予測	3.10	■■■■■■■■■■■■■			

観測所水位の現状と
6時間先までの予測水位

(イ) 避難情報の発令目安

- 「避難判断水位」(2.60m)は
「氾濫危険水位」(3.10m)の「1時間前」の水位
 として「高齢者等避難」発令の目安とする。

- 「氾濫危険水位」(3.10m)は、
「氾濫」の「1時間～1時間半前」の水位
 として、「避難指示」発令の目安とする。

天竜川が氾濫する前に避難に時間を要する要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児等)が避難を完了するための所要時間を、**避難判断水位から約2時間から2時間半**と想定し、大規模な要配慮者利用施設には、早めの避難を呼びかける。

(ウ) 豪雨災害時の天竜川の水位と釜口水門の放流状況等(過去のデータ)

○平成18年7月豪雨(天竜川の決壊) 平成18年7月17日～19日

累積雨量 306 mm
 天竜川水位(伊那富水位観測所) 2.74m
 釜口水門最高放流量 413 t (7/19 3:54)
 天竜川堤防決壊: 松島区北島 (7/19 9:00)
 町内で複数の土砂災害が発生

○令和3年8月豪雨 令和3年8月13日～17日

累積雨量 319 mm
 天竜川水位(伊那富水位観測所) 2.62m
 釜口水門最高放流量 357 t (8/15 13:57)
 町内で複数の土砂災害が発生

ウ 天竜川の避難情報の伝達基準

○「警戒レベル3」や「警戒レベル4」等の避難情報を発令する際には、その対象地域（対象者）を明確にするとともに、とるべき避難行動がわかるように伝達するよう心がける。また避難情報を発令する際は、**原則として自治会（常会）単位に発令**する。

ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど、臨機応変な対応を行う。

○台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になると予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになると予見される場合には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断及び発令を行う。

エ 浸水想定区域による避難対象区域（各区・常会・組）

河川名	水位観測所	避難対象区域	
		地区名	対象自治会（区・常会・組）
天竜川	伊那富 （辰野町）	北小河内区	<ul style="list-style-type: none"> ・漆戸の一部（208.2～207.4） ・久保北部の一部（207.4～207.2） ・久保南部の一部（207.2～207.0） ・宮下の一部（207.0～206.2）
		南小河内区	<ul style="list-style-type: none"> ・堰下の一部（206.2～205.6）
		長岡区	<ul style="list-style-type: none"> ・石仏下の一部（段丘の下段） ・十沢の一部（203.8～203.4） ※三日町地籍であるが十沢常会加入世帯あり
		沢区 （組）	<ul style="list-style-type: none"> ・北部1組の一部（207.0～206.4） ・北部2組の一部（206.4） ・中部5・6組の一部（206.2） ・北荒井7・8組の一部（206.0～205.2） ・中荒井9組の一部（206.0～205.8） ・中荒井10組の一部（205.8） ・南荒井11・13組の一部（205.6～205.2）
		大出区 （組）	<ul style="list-style-type: none"> ・大出7組の一部（205.2） ・大出9組の一部（205.0～204.8）

		三日町区	東河原地籍（「十沢橋東」交差点付近）（203.6～203.2） ・上町北1の全部：天竜川兩岸（202.4～201.8） ・上町北2の全部（201.8） ・上町南1の全部（201.6） ・上町南2の全部（201.6） ・下町の全部（201.6～200.8） ※新箕輪橋から伊那市境まで（201.0～199.0） ・田中城の全部（200.8～199.8）天竜川右岸
		福与区	・卯の木の一部（段丘の下段）（199.4） 県道美篤・箕輪線の南方 伴久地籍→築島地籍→下河原地籍（201.0～199.6）
		松島区	・北島の全部（204.8～204.0） ・天竜町の全部（204.0～203.8） ・東町2の全部（204.0～203.6） ・日の出新町2の全部（203.6～203.0） ・日の出新町3の一部（203.0～202.8） ・本町1の一部（202.8） ・坂井南の一部（202.8～202.4）
		木下区	・中条の一部（202.0） ・栄町の一部（202.0～201.4） ・東殿町の一部（201.4～201.2） ・南新町の一部（201.2～200.8）

※カッコ内の数字は、河口からの距離を表すポイントで、各常会等のおおよその位置を示している。

(2) その他河川（県管理）の警戒レベルによる避難情報の発令基準

ア 避難情報の発令基準

以下の状況を参考に、最新の気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、巡視者等からの情報などを踏まえて**総合的に判断して発令**する。

- ・気象情報、降雨の状況及び洪水予報河川の水位状況
 - ・今後の河川水位の予測
 - ・河川水位が堤防を越えそうな状況や堤防の決壊の恐れがある場合
- 上記に加え、発令区分ごとの発令基準は下表のとおりである。

発令区分	発令基準
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】</p> <p style="text-align: center;">高齢者等避難</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>1：「桑沢川・深沢川・帯無川・沢川」に設置の各水位計の水位が観測開始水位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑沢川「ふきはら橋水位計」（堤防天端高から－0.84m） ・深沢川「下深沢橋水位計」（堤防天端高から－1.68m） ・帯無川「帯無橋水位計」（堤防天端高から－1.93m） ・沢川「南田・福沢水位計」（危険水位基準なし） <p>に到達し、下記①②のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①引続き水位上昇のおそれがある場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準に到達する場合） <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
<p style="text-align: center;">【警戒レベル4】</p> <p style="text-align: center;">避難指示</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>1：「桑沢川・深沢川・帯無川・沢川」に設置の各水位計の水位が危険水位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑沢川「ふきはら橋水位計」（堤防天端高から－0.30m） ・深沢川「下深沢橋水位計」（堤防天端高から－0.48m） ・帯無川「帯無橋水位計」（堤防天端高から－0.63m） ・沢川「南田・福沢水位計」（危険水位基準なし） <p>に到達し、下記①②のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①引続き水位上昇のおそれがある場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：箕輪ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ※ダムが満水になる状況となり、ダムへの流入量と同程度の放流量とする操作であるため、下流河川の水量・水位が増して氾濫のおそれが高まる。</p> <p>4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間か</p>

	<p>ら明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等により、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予測される場合（暴風警報発表の3時間後には暴風となるおそれがある）</p>
<p>【警戒レベル5】</p> <p>緊急安全確保</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>※災害が発生または切迫した段階であり、本来は「立ち退き避難」すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であることに注意する。</p> <p>【災害が切迫】</p> <p>1：「桑沢川・深沢川・帯無川・沢川」に設置の各水位計の水位が堤防高である0.00mに到達した場合</p> <p>2：洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の実況値が大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：箕輪ダムの機能支障が発見された場合 （発令対象区域：長岡区「大門」「樋口」「石仏下」常会の一部、南小河内地区「福沢」「南部」常会の一部）</p> <p>5：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ※大雨特別警報（浸水害）は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 （水防団からの報告等により把握できる場合）</p>

◆警戒レベル4「避難指示」発令時の注意

夜間・未明であっても発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。

◆警戒レベル5「緊急安全確保」発令時の注意

- ・発令基準1～5を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
- ・洪水警報危険度分布の「氾濫している可能性（黒）」は、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

イ その他河川の流域雨量指数基準値による判断要領

(ア) 流域雨量指数の概要

- 流域雨量指数は、上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指数。
- 過去の災害発生時の流域雨量指数の値に基づき、気象庁が発表する洪水警報等の基準値を設定している。
- 流域雨量指数の計算格子「1 km」・長さ15 km未満の小河川も計算対象である。

(イ) 流域雨量指数の予測値を使った避難情報の発令

その他河川等の流域雨量指数による危険度

河川名	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
	大雨特別警報基準	洪水警報基準を大きく超過	洪水警報基準	洪水注意報基準
桑沢川	5.8	4.8	4.3	3.5
深沢川	6.8	5.7	5.2	4.2
帯無川	7.9	6.6	6	4.8
沢川	14.0	11.7	10.6	8.4

※気象庁「警報・注意報発表基準一覧表（令和6年5月23日）」

(ウ) 気象庁ホームページでの流域雨量指数の予測値の確認方法

気象庁HPの流域雨量指数表

https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=class20s&area_code=2038300

流域雨量指数の過去12時間の値

流域雨量指数の6時間先の予測値

市町村	基準河川	基準Ⅲ		基準Ⅱ (警報基準)		基準Ⅰ (注意報基準)		2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	
		指数基準	指数基準	複合基準	指数基準	複合基準	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	
箕輪町	桑沢川	4.1	3.7		2.9		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3.7	3.8	4	4.5	5
	深沢川	5.9	5.4		4.3		2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5.4	6	6	7
	帯無川	6.8	6.2		4.9		2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	6.4	6.5	7	7
	沢川	9.8	8.9		7.1		3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	7	7	7	7	8	9	10	10

※基準Ⅱ～警報基準 基準Ⅰ～注意報基準

※数字表示は指数表示

6時間先の予測値と洪水警報等の基準値への到達状況が確認できる

(エ) その他河川等の流域雨量指数による危険度

- ：氾濫による重大な洪水害が発生するおそれが高い。「避難指示」の発令を検討。
- ：氾濫による重大な洪水害が発生するおそれがある。「高齢者等避難」の発令を検討。
- ：周辺で軽微な洪水害が発生するおそれがある

(オ) 気象庁ホームページ（キキクル）を使った危険度分布の確認

・「洪水警報の危険度分布」とは

3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準に到達したかどうかを、河川ごとに5段階で地図上に色分けして表示してある。

これにより中小河川（その他の河川）における急激な増水による危険度の高まりを数時間前から確認できる。

(参考図) キキクルを使った危険度分布の確認



■	極めて危険
■	非常に危険
■	警戒
■	注意
■	今後に留意

避難判断の基準となる流域雨量指数と避難対象区域(その他の河川)

河川名	流域雨量指数		避難対象区域	
	警報発表 基準値 (基準Ⅱ)	基準Ⅲ	地区名	対象自治会(区・常会・組) (各河川上流からの記載)
桑沢川	4.3	4.8	沢 区 大出区	<p>○西山から西天竜までの間</p> <p>左岸 ～ 沢上中部2組の全部(以下沢区) 沢上仲2組の全部</p> <p>右岸 ～ 長田1組の一部 沢上西1組の一部 沢上西2組の全部</p> <p>○西天竜から中央道までの間</p> <p>左岸 ～ 沢上北部1組の全部(以下沢区) 沢上北部2組の一部 沢上北部3組の全部 沢上中部1組の全部 沢上仲1組の全部</p> <p>右岸 ～ 沢上南1組の一部 沢上南2組の一部 沢上南3組の全部 沢上南4組の全部 大出14組の一部(大出区)</p> <p>○中央道から天竜川までの間</p> <p>左岸 ～ 北部1組の一部(以下沢区) 西部3組の一部 北部2組の全部 中部5・6組の全部</p> <p>右岸 ～ 西部4組の全部 北荒井7・8組の一部 中荒井9組の全部 中荒井10組の全部 南荒井11・13組の全部 南荒井12組の一部 宮通り14組の全部 宮通り15組の一部 町住16組の全部 大出7組の一部(大出区)</p>

<p>深沢川</p>	<p>5.2</p>	<p>5.7</p>	<p>沢区 大出区 松島区 三日町区</p>	<p>○天竜川との合流付近 左岸 ～ 南荒井 12 組の一部（以下沢区） 南荒井 11・13 組の一部 大出 7 組の一部（以下大出区） 大出 9 組の一部 右岸 ～ 北島の全部（以下松島区） 北 1 の一部 北 2 の一部 北町の一部 東町 1 の一部 東町 2 の全部 天竜町の全部 日の出新町 1 の全部 日の出新町 2 の全部 日の出新町 3 の一部 本町 1 の一部 坂井南の一部 上町北 1 の一部（三日町区）</p>
------------	------------	------------	------------------------------------	--

帯無川	6.0	6.6	中原区 ・ 松島区 ・ 木下区 ・ 三日町区	<p>○西山から中央道までの間</p> <p>左岸 ～ 中原1組の一部（以下中原区） 中原2組の一部 中原3組の一部 中原4組の一部</p> <p>右岸 ～ 一の宮2の一部（木下区） ※縦の木沢との合流地点付近のみ</p> <p>※西山から「中原区民いこいの森」付近の堰堤までの間は氾濫想定区域が堤防内であるため、上古田区内は避難情報の対象としない。</p> <p>○中央道からJR飯田線までの間</p> <p>左岸 ～ 大道の一部（以下松島区） 南町4の一部 南町3の全部 南町2の全部 南町1の全部 元町の一部 旭町の一部 仲町1の一部 仲町2の全部 仲町3の一部 日の出町1の一部 日の出町2の一部 清水町の一部 西町1の全部 西町2の全部 通り町の全部 桜町の一部 本町1の全部 本町2の全部 本町3の全部</p> <p>右岸 ～ 上一西の一部（以下木下区） 上一東の全部 西垣外の全部 上町の全部 上二北の全部 東村の全部 泉沢の一部 中一の全部 末広町の全部 南宮の一部 常磐町の全部 宮本の一部 天王の一部 西殿町の全部 南部の一部</p> <p>■JRから天竜川までの間</p> <p>左岸 ～ 日の出新町1の一部（以下松島区） 日の出新町2の一部</p>
-----	-----	-----	--	--

				<p>日の出新町3の全部 坂井北の全部 坂井南の全部 上町北1の一部(三日町区) 中条の全部(以下木下区) 栄町西の全部 栄町の全部 東殿町の全部 南新町の一部 上町北1の一部(以下三日町区) 田中城の全部</p>
沢川	10.6	11.7	長岡区 ・ 南小河内区	<p>長岡区 左岸 ～ 大門の一部 樋口の一部 ※県道諏訪箕輪線より下段など川沿い</p> <p>南小河内区 右岸 ～ 南部の一部 ※一の沢橋の東側下段 福沢の一部 ※町道11号線より下段と、田無橋の東側 ※堰下は住宅が無いいため避難情報の対象としない</p>

(3) 避難情報の解除の考え方

災害の切迫度が低下し、災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令していたとしても、**段階的にその避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に完全に解除することを基本とする。**

なお、災害発生後において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域においては、警戒レベル5「緊急安全確保」の解除後に、必要に応じて警戒レベル4「避難指示」を発令することとする。

ア 洪水予報河川（天竜川上流）

水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

イ その他河川（桑沢川・深沢川・帯無側・沢川）

当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

(4) ため池にかかる避難情報の発令基準等

(2) 及び (3) イ に準じて判断する。

4 土砂災害に関する避難情報の発令基準

(1) 避難情報の対象とする土砂災害

本要領の発令基準で避難情報の対象とする土砂災害は急傾斜地等の崩壊、土石流とする。地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が行う個別箇所ごとの移動量の監視・観測等の調査を行う。その調査結果、または土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される「土砂災害緊急情報」を踏まえ、町として避難情報を発令することとなる。

(2) 避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域

土砂法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（長野県指定）

ア 土砂災害警戒区域【町内 187 箇所:急傾斜地 120 箇所・土石流 67 箇所】

土砂災害発生時、住民等の生命等に危害が及ぶおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

イ 土砂災害特別警戒区域【町内 163 箇所:急傾斜地 104 箇所・土石流 59 箇所】

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害発生時に建築物損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制をすべき区域。

(3) 避難情報の発令基準及び留意事項

- 避難情報を発令する際には、その対象地域（対象者）を明確にするとともに、対象地域（対象者）ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する。
また**避難情報を発令する際は、原則として自治会（常会）単位に発令する。**
ただし、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応を行う。
- 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、**土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）の発表をもって、直ちに警戒レベル4 避難指示を発令することを基本とする。**
- 台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になると予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになると予見される場合等には、発令対象区域等の特徴も踏まえつつ早めの判断を行う。
- 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4「避難指示」の対象区域とする必要がある。
- 発令判断に当たっては、必要に応じて長野地方气象台、県建設部砂防課等に助言を求める。さらに、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域外で発見された場合、前兆現象や土砂災害の発生箇所、周辺地域を躊躇なく避難対象とする。

土砂災害の警戒レベルによる避難情報の発令基準

発令区分	発令基準
<p style="text-align: center;">【警戒レベル3】</p> <p style="text-align: center;">高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ※「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数の基準に到達」する場合※¹</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替わる可能性が高い旨が言及されている場合（夕刻時点で発令）</p>
<p style="text-align: center;">【警戒レベル4】</p> <p style="text-align: center;">避難指示</p>	<p>1～5のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合※²</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 （立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※³</p> <p>※夜間・未明であっても発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する</p>
<p style="text-align: center;">【警戒レベル5】</p> <p style="text-align: center;">緊急安全確保</p>	<p>1～2のいずれかに該当する場合に発令</p> <p>【災害切迫】</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p>

◆避難対象区域の判断

大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位で発表されるため、各避難情報は適切に絞り込む。その際、長野県河川砂防情報ステーションの「地域メッシュコード」で土砂災害の危険度分布を確認する。

◆警戒レベル3「高齢者等避難」発令の際の注意事項

土砂災害の危険度分布は、最大2～3時間先までの予測である。

このため、上記の判断基準1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者避難の発令を検討してもよい。

◆警戒レベル5「緊急安全確保」発令の際の注意事項

発令基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。

具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者に伝達することに注力すること。

※1 箕輪町の大雨警報基準及び大雨注意報基準の土壌雨量指数等

【土壌雨量指数とは】

対象地域に降った雨水が地中（土壌中）にどれだけたまっているかを指数化（推定）したもの。観測された降雨量や数時間内に予想される降雨量をもとに、5km四方の区画に分けて計算する。土砂被害の危険性を示す指標として、大雨警報（土砂災害）や注意報、土砂災害警戒情報の発表基準に用いることで、土砂災害発生の危険度をより高い確度でとらえることができる。

【箕輪町の大雨警報・注意報の土壌雨量指数の基準】

市町村	警報・注意報の基準	土壌雨量指数
箕輪町	大雨警報基準（土砂災害）	127
	大雨注意報基準	88

【箕輪町設置の気象観測地点6箇所】

設置場所 (観測地点名)	箕輪町役場	北小河内公民館	長岡公民館
	福与公民館	長田配水池	富田公民館

※2 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されていて、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難情報を適切に発令できるよう、また、住民の避難判断の参考となるよう、対象市町村を特定して県と気象庁が共同で発表する防災情報。

警戒レベル4「避難指示」発令の基準となる情報。

※3 土砂災害の前兆現象例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけに割れ目が見える ・ がけから小石がパラパラと落ちる ・ 斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地面にひび割れができる ・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴出する ・ 湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が噴き出す ・ 池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水に流木が混じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 家や擁壁に亀裂が入る ・ 擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、**土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない**。前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

(4) 土砂災害危険度の判断要領

ア 土砂災害危険度判定情報「スネークライン図」の確認

1 kmメッシュごとにスネークラインが土砂災害発生危険基準線 (CL) を超過するかによって土砂災害発生の危険性を提供する情報である。

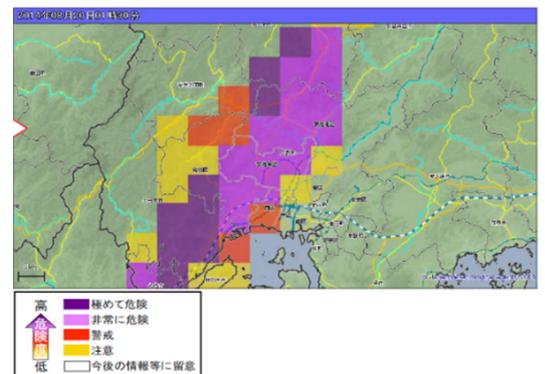
※「長野県河川砂防情報ステーションで確認」

イ 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (気象庁ホームページ) の確認

◆「大雨警報 (土砂災害) の危険度分布」は「大雨警報 (土砂災害)」「土砂災害警戒情報」を補足する情報である。

土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示しており、危険度の高まりを面的に把握できる。

避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壤雨量指数の予想を用いている。



ウ 箕輪町の大雨警報・注意報の土壌雨量指数「地域メッシュコード」の基準値

箕輪町の「地域メッシュコード」(1 km格子)は、

53376769～53387046 の 84 個のコードに分割

県河川砂防情報ステーションに「地域メッシュコード」が表示された場合、危険度が高い地域を絞り込み避難情報を発令する。

土砂災害の危険度分布（メッシュの色と避難行動）

色	説明	避難情報等
黒色	《実況値がすでに大雨特別警報（土砂災害）の基準以上》 極めて危険～この状況になる前に避難を完了する。 まだ避難していない場合は直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル 5 相当 緊急安全確保
紫色	《実況値または 2 時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上》 いつ災害が発生してもおかしくない非常に危険な状況～危険な場所から全員が避難する。	警戒レベル 4 相当 避難指示
赤色	《実況値または 2 時間先までの予測値が大雨警報の基準以上》 危険な場所から高齢者等は避難する。	警戒レベル 3 相当 高齢者等避難
黄色	《実況値または 2 時間先までの予測値が大雨注意報の基準に到達》 土砂災害への注意が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	警戒レベル 2 相当
白色	《実況値または 2 時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満》 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意	今後の情報等に 注意

（５）避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

夜間であっても躊躇することなく避難情報を発令する。

（６）避難情報の解除の考え方

避難情報は、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。ただし、土砂災害が発生した場合は、慎重に解除の判断を行う。

5 避難情報の情報伝達手段

(1) 避難情報を住民に伝達する手段

- ア 防災行政無線（同報系）による伝達
- イ 防災アプリ「みのわメイト」での配信
- ウ 県防災情報システム「L アラート」を使った発信
- エ 各種 SNS、電話、FAX
- オ テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
- カ ラジオ放送（臨時災害放送局による FM 放送を含む）
- キ 緊急速報メール（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）
- ク 広報車、消防団等による広報
- ケ 消防団、警察、各区の自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

(2) 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難を行うため、各区が作成する住民支え合いマップの活用を図るとともに、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を確実にいき、避難誘導の支援を実施する。

(3) 要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

水防法及び土砂災害防止法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制が強化され、要配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・医療施設等）の管理者等は、「避難確保計画の作成・公表」「避難訓練の実施」等が義務付けられた。

また災害対策基本法第 56 条に基づき、町は定められた伝達方法により予報若しくは警報又は通知に係る事項を要配慮者利用施設に伝達するものとする。

(4) 県及び関係機関への伝達

避難情報を発令したときは、町長はその旨を県知事に報告するものとする。

また、国土交通省天竜川上流河川事務所、上伊那広域連合消防本部、伊那警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。

避難情報の情報伝達文例

1 洪水（河川氾濫）

(1) 【警戒レベル3】「高齢者等避難」の伝達文の例（洪水等）

- **緊急放送！ 緊急放送！** （又は、警戒レベル3！ 警戒レベル3！）
- こちらは、箕輪町です。
- ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○区（常会・組）の浸水想定区域に対し**警戒レベル3、高齢者等避難を発令**しました。
- ○○区（常会・組）の浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に**速やかに避難**してください。
- 「ハザードマップ」で自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(以下、状況に応じて)

- ①暗くならないうちに
- ②風が強まらないうちに
- ③雨が強くないうちに

(2) 【警戒レベル4】「避難指示」の伝達文の例（洪水等）

■ **緊急放送！ 緊急放送！** （又は**警戒レベル4！ 警戒レベル4！**）

危険な場所から全員避難してください！

■ こちらは、箕輪町です。

■ ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○区（常会・組）の浸水想定区域に対し、**警戒レベル4、避難指示を発令**しました。

■ ○○区（常会・組）の浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に**今すぐ避難**してください。

■ 「ハザードマップ」で自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

※できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

（以下、状況に応じて）

（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、
○○区の堤防が非常に危険な状態です。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

～ 河川氾濫が切迫している状況 ～

- **緊急放送！ 緊急放送！** （又は、警戒レベル5、警戒レベル5）
- こちらは、箕輪町です。（箕輪町長の〇〇〇〇です。）
- 〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。
〇〇区（常会・組）の浸水想定区域に対し、**警戒レベル5「緊急安全確保」**を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命を守るため、直ちに身の安全を確保してください。

～ 河川氾濫を確認した状況 ～

- **緊急放送！ 緊急放送！** （又は、氾濫発生！ 氾濫発生！）
- こちらは、箕輪町です。（箕輪町長の〇〇〇〇です）
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇区（常会・組）に対し、**警戒レベル5「緊急安全確保」**を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。

※命を守るための最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける！

2 土砂災害

(1) 【警戒レベル3】「高齢者等避難」の伝達文の例（土砂災害）

- 緊急放送！ 緊急放送！（又は、警戒レベル3！ 警戒レベル3！）

- こちらは、箕輪町です。

- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇区（常会・組）の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

- 〇〇区（常会・組）の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に**速やかに避難**してください。

- それ以外の方も不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

- 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

（以下、必要に応じて）

- ①〇〇区は、（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、土砂災害の発生するおそれがあります。
- ②〇〇川では、川が異常に濁っており、土石流が発生するおそれがあります。
- ③〇〇裏の崖からの湧き水が増え、がけ崩れの発生するおそれがあります。

以下、状況に応じて

- ①暗くならないうちに
- ②風が強まらないうちに
- ③雨が強くないうちに

(2) 【警戒レベル4】「避難指示」の伝達文の例（土砂災害）

- 緊急放送！ 緊急放送！（又は、警戒レベル4！ 警戒レベル4！）

 - こちらは、箕輪町です。（箕輪町長の〇〇〇〇です）

 - 土砂災害の発生が高まったため、〇〇区（常会・組）の土砂災害警戒区域に対し、**警戒レベル4「避難指示」**を発令しました。

 - 〇〇区（常会・組）の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に**今すぐ避難**してください。

 - ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、**身の安全を確保**してください。
- ※ できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください！

以下、必要に応じて

（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、

- ①〇〇時間後には、〇〇(川、山、崖)では土砂災害が発生する危険が非常に大きくなります。
- ②〇〇川、山では、土石流発生の前兆現象があり、非常に危険な状態です。
- ③〇〇裏で、崖崩れの前兆現象があり非常に危険な状態です。

(3) 【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文の例 (土砂災害)

～ 土砂災害発生が切迫している状況 ～

- 緊急放送！ 緊急放送！（又は、警戒レベル5！ 警戒レベル5！）
- こちらは、箕輪町です。（箕輪町長の〇〇〇〇です）
- 箕輪町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇区（常会・組）では、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇区（常会・組）の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命を守るため、直ちに身の安全を確保してください。

※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。

～ 土砂災害発生が切迫している状況 ～

- 緊急放送！ 緊急放送！（又は、警戒レベル5！ 警戒レベル5！）
- こちらは、箕輪町です。（箕輪町長の〇〇〇〇です）
- 〇〇区で土砂災害が発生したため、〇〇区（常会・組）の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。

改定記録

平成 30 年 2 月改定（平成 29 年度 防災気象情報の改善・避難勧告等の発令・伝達基準）

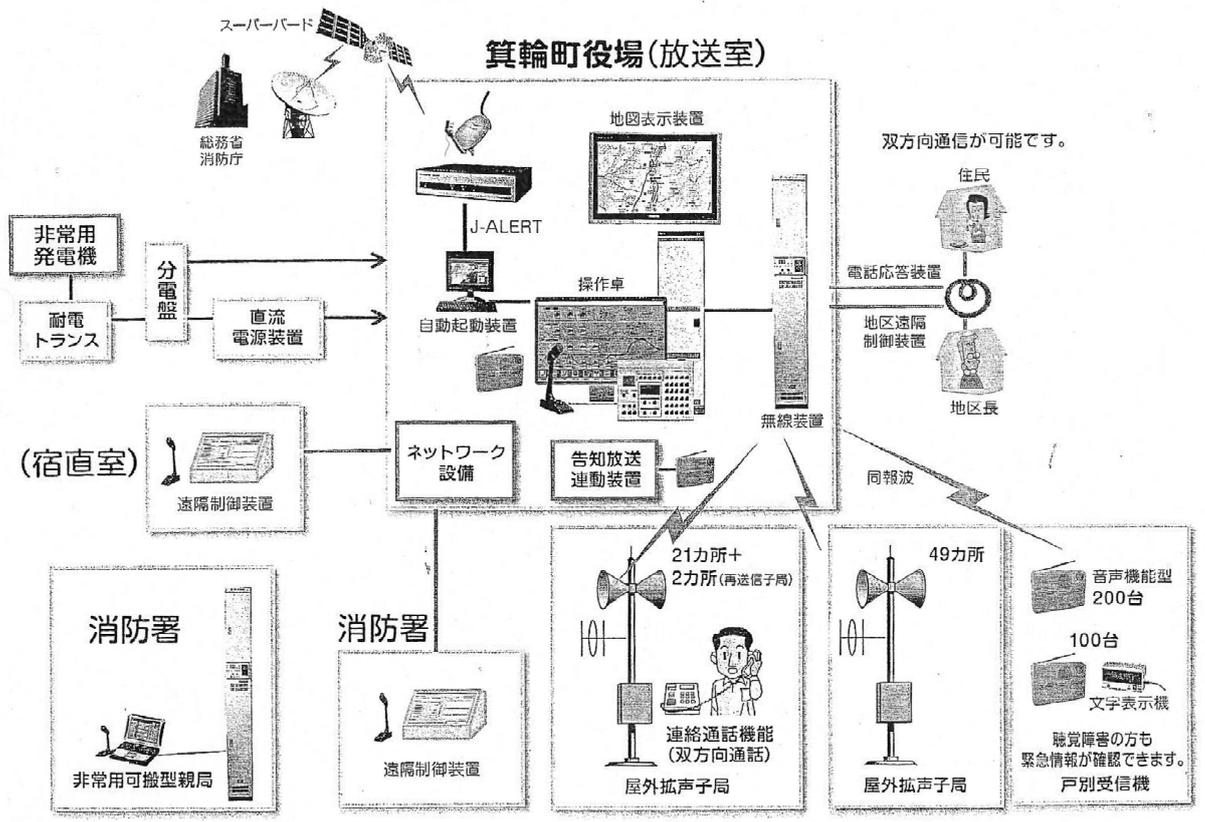
令和元年 7 月改定（警戒レベル 5 段階区分「避難勧告等に関するガイドライン」の運用）

令和 3 年 6 月改定（警戒レベル 5 段階区分の避難情報の名称変更）

令和 6 年 4 月改定（天竜川伊那富水位観測所における避難判断水位等の変更）

令和 7 年 3 月一部更新（沢区の常会再編への対応）

箕輪町防災行政デジタル無線施設(構成図)



- 事業概要**
- 【親局設備】 操作卓一式、音声応答装置、速隔制御装置一式、全国瞬時警報システム(J-ALERT受信設備)、50インチプラズマディスプレイ
 - 【中継局設備】 再送信子局2カ所(アンサーバック2カ所)
 - 【子局設備】 屋外拡声子局70カ所(うちアンサーバック公民館15カ所、小・中学校6カ所)、戸別受信機300台(うち文字表示機付100台)

○ 電話応答装置

電話番号 70-1530
70-1531

4回線対応で、防災行政無線からの放送内容を確認できます。
ただし、電話代がかかります。

資料6 箕輪町 デジタル簡易無線機設置場所一覧表

No.	種別	箇所	名称	①無線機	②防水単乾電池ケース	③ロングアンテナ	④屋外用アンテナ	⑤同軸ケーブル	⑥接続コネクタ
1	避難所	沢公民館	サワコウミンカン	1	1	1			
2	避難所	大出コミュニティセンター	オオイデ コミュニティセンター	1	1	1			
3	避難所	北西部多目的センター	ホクセイブ タモクジセンター	1	1	1			
4	避難所	下古田公民館	シモフルタコウミンカン	1	1	1	1	1	1
5	避難所	上古田公民館	カミフルタコウミンカン	1	1	1	1	1	1
6	避難所	中原公民館	ナカハラコウミンカン	1	1	1			
7	避難所	松島コミュニティセンター	マツシマコミュニティセンター	1	1	1			
8	避難所	木下公民館	キノシタコウミンカン	1	1	1			
9	避難所	富田公民館	トミダ コウミンカン	1	1	1	1	1	1
10	避難所	中曽根公民館	ナカゾネコウミンカン	1	1	1	1	1	1
11	避難所	三日町公民館	ミツカマチコウミンカン	1	1	1	1	1	1
12	避難所	福与公民館	フクヨコウミンカン	1	1	1	1	1	1
13	避難所	長岡公民館	ナガオカコウミンカン	1	1	1	1	1	1
14	避難所	南小河内公民館	ミナミオホコウミンカン	1	1	1	1	1	1
15	避難所	北小河内公民館	キタオホコウミンカン	1	1	1	1	1	1
16	避難所	箕輪中部小学校	チュウブ ショウガ ヲコウ	1	1	1			
17	避難所	箕輪北小学校	キタショウガ ヲコウ	1	1	1			
18	避難所	箕輪西小学校	ニシショウガ ヲコウ	1	1	1	1	1	1
19	避難所	箕輪東小学校	ヒガ ショウガ ヲコウ	1	1	1	1	1	1
20	避難所	箕輪南小学校	ミナミショウガ ヲコウ	1	1	1	1	1	1
21	避難所	箕輪中学校	チュウガ ヲコウ	1	1	1			
22	避難所	箕輪進修高校	シンシュウコウコウ	1	1	1			
23	避難所	沢保育園	サワホイクエン	1	1	1			
24	避難所	上古田保育園	カミフルタホイクエン	1	1	1	1	1	1
25	避難所	松島保育園	マツシマホイクエン	1	1	1			
26	避難所	木下保育園	キノシタホイクエン	1	1	1			
27	避難所	三日町保育園	ミツカマチホイクエン	1	1	1	1	1	1
28	避難所	東みのお保育園	ヒガ ミノノホイクエン	1	1	1	1	1	1
29	避難所	長田保育園	ナガタホイクエン	1	1	1	1	1	1
30	避難所	いきいきセンター・サンライズ	イクイクセンター	1	1	1			
31	避難所	グレイスフル箕輪	グレイスフルミノ	1	1	1	1	1	1
32	避難所	デイサービスつむぎ	ツムギ	1	1	1			
33	避難所	ふれあいの里	フレアイノサト	1	1	1	1	1	1
34	避難所	みのわ園	ミノワエン	1	1	1	1	1	1
35	避難所	ゆとり荘	ユトリソウ	1	1	1	1	1	1
36	避難所	わかな	ワカナ	1	1	1			
37	避難所	ふれんどわーく	フレンドワーク	1	1	1			
38	物資拠点	ながたドーム	ナガタドーム	1	1	1	1	1	1
39	消防団	消防団長	ショウボウダチョウ	1	1	1			
40	対策本部	役場本部	ヤクバ ホンブ	1	1	1	1	1	1
41	フリー機	役場 1	ヤクバ 1	1	1	1			
42	フリー機	役場 2	ヤクバ 2	1	1	1			
43	フリー機	役場 3	ヤクバ 3	1	1	1			
44	フリー機	役場 4	ヤクバ 4	1	1	1			
45	フリー機	役場 5	ヤクバ 5	1	1	1			
46	フリー機	役場 6	ヤクバ 6	1	1	1			
47	フリー機	役場 7	ヤクバ 7	1	1	1			
48	フリー機	役場 8	ヤクバ 8	1	1	1			
49	フリー機	役場 9	ヤクバ 9	1	1	1			
50	フリー機	役場 10	ヤクバ 10	1	1	1			
51	フリー機	役場 11	ヤクバ 11	1	1	1			
52	フリー機	役場 12	ヤクバ 12	1	1	1			
53	フリー機	役場 13	ヤクバ 13	1	1	1			
54	フリー機	役場 14	ヤクバ 14	1	1	1			
55	フリー機	役場 15	ヤクバ 15	1	1	1			
56	フリー機	役場 16	ヤクバ 16	1	1	1			
57	フリー機	役場 17	ヤクバ 17	1	1	1			
58	フリー機	役場 18	ヤクバ 18	1	1	1			
59	フリー機	役場 19	ヤクバ 19	1	1	1			
60	フリー機	役場 20	ヤクバ 20	1	1	1			

資料7 箕輪町 デジタル簡易無線機設置使用方法

1 ロングアンテナを使用する場合



1 無線機を用意



2 上部ジャックにアンテナをねじ込む



3 つまみを「カチッ」と音がするまで回し
適当な音量に調整する



4 話すときは上のボタンを押しながら通話

2 外付けアンテナを使用する場合



1 アンテナと三脚を用意する



2 三脚を自立させる



3 同軸ケーブル (20m) を用意する



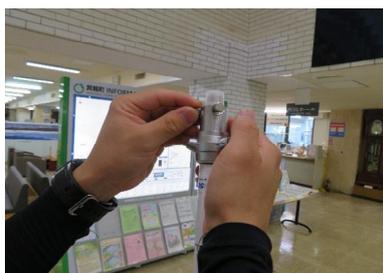
4 ケーブルを三脚内に通す



5 ケーブルが通りにくい場合は
写真の部分一度外すと通りやすくなる



6 同軸ケーブルをアンテナ下部にねじ込む



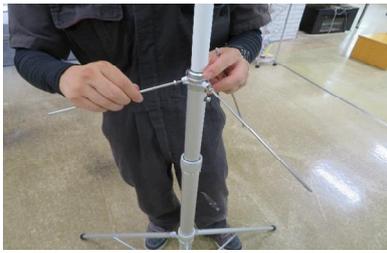
7 三脚のネジ (2箇所) を外す



8 アンテナを三脚に差し込む
(ネジ穴の位置が合うように)



10 ネジ (2箇所) を固定する



11 ラジアルエレメントをねじ込む（3箇所）



12 接続アダプターを用意する



13 接続アダプターと同軸ケーブルの
もう一方を接続する



14 接続アダプターを無線機ジャックにねじ込む



15 アンテナは役場の方向に向けて立てる

○外付けアンテナ該当区

- ・下古田区
- ・上古田区
- ・富田区
- ・中曽根区
- ・三日町区
- ・福与区
- ・長岡区
- ・南小河内区
- ・北小河内区

※役場基地局は外付けアンテナを設置したうえで使用すること

資料 8 防災関係機関連絡表

県の現地機関

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電話番号
長野県庁	危機管理部	長野市大字南長野字幅下 6 9 2 の 2	026-235-7184
上伊那地域振興局	地域政策課	伊那市荒井 3 4 9 7 番地	76-6802
伊那保健福祉事務所	総務課	伊那市荒井 3 4 9 8 番地	76-6835
伊那建設事務所	整備課	伊那市荒井 3 4 9 9 番地	76-6848
県営箕輪ダム管理事務所	維持管理課	上伊那郡箕輪町大字東箕輪 2 0 7 1 番地 1	79-6999

国の機関

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電話番号
消防庁	防災課	東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2	03-5253-7525

指定地方行政機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
総務省 信越総合通信 無線通信部	長野市旭町 1 1 0 8 長野第 1 合同庁舎	026-234-9985
南信森林管理署	伊那市山寺 1 4 9 9 番地 1	72-7777
伊那労働基準監督署	伊那市中央 5 0 3 3 番地 2	72-6181
国土交通省天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南 7 - 1 0	81-6415
国土交通省天竜川上流河川事務所 伊那出張所	伊那市西町 5 1 7 1 番地 2	72-2734
国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	飯田市東栄町 3 3 5 0	53-7200
関東農政局長野農政事務所地域第二課	伊那市狐島 4 3 5 8 番地	72-3178
長野地方気象台	長野市箱清水 1 - 8 - 1 8	026-232-2738

* J R の一次対応は、伊那市駅と辰野駅

自衛隊等

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	第三科	松本市高宮西 1 - 1	0263-26-2766
自衛隊 長野地方協力本部	総務課	長野市旭町 1 1 0 8	026-233-2108

指定地方公共機関及びその他現地機関

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電話番号
伊那バス(株)	事務課	伊那市西町 5 0 9 3 番地	72-5111
(株)長野県トラック協会	庶務課	長野市南長池 7 1 0 番地 3	026-254-5151
信越放送株式会社	総務部	長野市吉田 1 の 2 1 の 2 4	026-259-2121
株式会社長野放送	総務部	長野市岡田町 1 3 1 - 7	026-227-3000
株式会社テレビ信州	総務課	松本市丸の内 4 の 8 (支社)	0263-36-2002
長野朝日放送株式会社	総務課	長野市栗田 9 8 9 - 1	026-223-3521

機 関 名	所 在 地	電話番号
(社)長野県エルピーガス協会上伊那支部	伊那市荒井3497番地	76-4538
(社)長野県建設業協会 伊那支部	上伊那郡南箕輪村8304-518	72-3197
箕輪郵便局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9444番地1	79-2200
東海旅客鉄道(株) 伊那松島駅	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8336番地	050-3772-3910
N T T 東日本(株) 長野支店災害対策室	長野市新田町1137番地5	026-225-4389
日本通運株式会社 伊那支店	伊那市中の原8228番地167	72-3141
中部電力株式会社 伊那営業所	伊那市中央4589番地1	72-1002
中日本高速道路(株) 飯田保全・サービスセンター	飯田市北方856番地1	0265-25-7288
箕輪町農業協同組合	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9503	79-3211
箕輪町商工会	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286-1	79-2117
伊那ケーブルテレビジョン(株)	伊那市西町区下春日町4983番地	73-2020
ジェイアールバス関東(株)中央道統括支店	伊那市山寺1765番地	73-7171

タクシー等

機 関 名	所 在 地	電話番号
みのわタクシー	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9347-11	79-2455
辰野タクシー	上伊那郡辰野町大字辰野1948	0266-41-5759

警察関係

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電話番号
長野県警察本部	通信指令課(総合当直)	長野市大字南長野字幅下692の2	026-233-0110
伊那警察署	警備課	伊那市中央4680番地	72-0110

隣接市町村

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電話番号
伊那市	総務部危機管理課	伊那市下新田3050	0265-78-4111
駒ヶ根市	総務部危機管理課	駒ヶ根市赤須町20-1	83-2111
辰野町	総務課	辰野町中央1	41-1111
飯島町	総務課	飯島町飯島2537	86-3111
南箕輪村	危機管理課	南箕輪村4825-1	72-2104
中川村	総務課	中川村大草4045-1	88-3001
宮田村	総務課	宮田村98	85-3181

資料9 要配慮者利用施設一覧表

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

【社会福祉施設】 3施設

令和7年度 11施設

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX
1	社会福祉法人サン・ビジョン	グレイスフル箕輪	特別養護老人ホーム	中箕輪 6065	0265-71-3721	70-9551
2	株式会社アルプス介護センター	アルプス介護センター	介護施設デイサービス	中箕輪 1450-1	0265-96-0088	96-0218
3	箕輪町役場	こども発達支援事業所若草園	児童発達支援	三日町 1456	0265-79-7070	79-7070

【学校・保育園】 8施設

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX
1	箕輪町役場	箕輪南小学校	小学校	三日町 5	0265-79-2224	70-5553
2	箕輪町役場	箕輪西小学校	小学校	中箕輪 5715-1	0265-79-2423	79-6767
3	箕輪町役場	三日町保育園	保育園	三日町 1456	0265-79-2100	79-2100
4	箕輪町役場	長田保育園	保育園	中箕輪 2134-268	0265-79-8764	79-8764
5	箕輪町役場	上古田保育園	保育園	中箕輪 6031-3	0265-79-2790	79-2790
6	箕輪町役場	学童クラブ南部教室（学校内）	箕輪町学童クラブ	三日町 5	0265-79-1877	79-1877
7	箕輪町役場	学童クラブ西部教室（西部診療所内）	箕輪町学童クラブ	中箕輪 5751-1	0265-79-2810	79-2810
8	県高校教育課	県立箕輪進修高等学校	高校	中箕輪 13238	0265-79-2140	70-1305

※ 要配慮者利用施設～「社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設」

- ※ 箕輪町学童クラブ 利用時間 ～ 午後3時から午後6時30分 休業日～日曜・祝日・8/13から8/16・12/29から1/3
- 1 「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴う土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正された。同法の改正により
 - ◎ （略）土砂災害警戒区域内の「要配慮者利用施設」の管理者等は、「訓練」の実施や「避難確保計画」を作成する（義務化）
(同法第8の2 第1項)
 - ◎ （略）計画を作成したときは、遅延なく市町村長に報告する（同法第8条の2 第2項）
 - ◎ （略）計画を作成していない場合、市町村長は管理者に対し必要な指示をすることができる（同法第8条の2 第3項）
 - ◎ （略）管理者等が正当な理由なく、その指示に従わないときは、その旨を公表することができる（同法第8条の2 第4項）
 - 2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定は、土砂災害防止法第7条（土砂災害警戒区域）に基づき、平成26年9月25日県知事が「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」を指定した。（箕輪町防災ハザードマップ掲載）
同指定に基づく土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、町内12施設（社会福祉施設4施設、学校等8施設）である。
 - 3 土砂災害防止法上の対応
 - ◎ 土砂災害防止法第8条第1項第4号
土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画（資料編への掲載も可）に定める
 - ◎ 土砂災害防止法第8条第2項
地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への土砂災害情報、予報等を伝達する
 - 4 要配慮者利用施設への伝達方法
土砂災害防止法第8条第2項による要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、電話、FAX 箕輪町防災アプリ「みのわメイト」、移動系防災行政無線（小・中学校、高校、保育園設置）により確実に伝達する。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の指定

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX	浸水河川
1	箕輪町社会福祉協議会	箕輪町デｲｰビスセンター ゆとり荘	介護施設	三日町 1372-1	0265-79-4180	79-6770	天竜川
2	上伊那福祉協会	特別養護老人ホーム みのわ園	介護施設	三日町 1660-3	0265-70-6133	70-6134	天竜川
3	上伊那医療生活協同組合	生協総合ケアセンターみのわ	介護施設	中箕輪 11329-1	0265-95-1105	79-1759	天竜川
4	特別非営利活動法人(NPO)	宅幼老所なの花	介護施設	東箕輪 5139-5	0265-71-3787	71-3725	天竜川
5	箕輪町役場	こども発達支援事業所 若草園	児童発達支援	三日町 1456	0265-79-7070	79-7079	天竜川
6	障がい者多機能型事業	おふしよんα (アルファ)	障がい者施設	中箕輪 8040-5	0265-96-7967	96-7968	天竜川
7	障がい者就業支援長野ウェルファ(株)	じゃんけんぼん	障がい者施設	東箕輪 4970-2	0265-79-9497	79-9497	天竜川
8	(株) 煌めき	きらめき・ティユール	障がい者施設	中箕輪 8188	0265-79-6678	70-6678	天竜川
9	社会福祉法人ふれあい	ふれあいキッズみのわ教室	児童発達支援	中箕輪 8944-1	0265-96-0185	96-0186	天竜川
10	NPO法人芝宮	宅老所しばみや	介護施設	中箕輪 9344	0265-71-3380	71-3345	帯無川

【社会福祉施設】 10施設

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX	浸水河川
1	箕輪町役場	三日町保育園	保育園	三日町 1457	0265-79-2100	79-2100	天竜川

【保育園】 1施設

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX	浸水河川
1	上伊那医療生活協同組合	上伊那生協病院	病院	中箕輪 11324	0265-79-1424	79-1706	天竜川

【医療施設】 1施設

※ 要配慮者利用施設～「社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設」

No.	管理主体名	施設名	種別	所在地	電話	FAX	浸水河川
1	個人	しろぎ内科クリニック	医院	中箕輪 8603-7	0265-98-5053		天竜川
2	個人	やぶはら小児科医院	医院	三日町 969-3	0265-98-7501		天竜川
3	個人	オーク歯科クリニック	医院	中箕輪 8390-13	0265-70-7001		天竜川

【医療施設】 水防法第15の3第1項の「訓練の実施」「計画の作成」の除外対象施設

※ 上記、医療施設は浸水想定区域にある医院であり、同法による「訓練の実施」「避難確保計画の作成」が義務化されている医療施設となるが『施設の構造』『利用状況』等から、上記クリニックは、入院施設がなく通院患者のみであることから、町として同法の除外対象施設とする。

しかし、天竜川が氾濫のおそれがある場合には、洪水予報等の伝達を行う。

1 「水防法等の一部を改正する法律」の施行に伴う土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の指定

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」が平成29年6月19日に改正された。同法の改正により

- ◎ （略）浸水想定区域の「要配慮者利用施設」の管理者等は、「訓練の実施」や「避難確保計画」を作成する（義務化）
（同法第15条の3 第1項）
- ◎ （略）計画を作成したときは、遅延なく市町村長に報告する（同法第15条の3 第2項）
- ◎ （略）計画を作成していない場合、市町村長は管理者に対し必要な指示をすることができる（同法第15条の3 第3項）
- ◎ （略）管理者等が正当な理由なく、その指示に従わないときは、その旨を公表することができる（同法第15条の3 第4項）

2 浸水想定区域の要配慮者利用施設の指定

浸水想定区域の指定対象河川は、「水防法」第14条に基づき、国土交通大臣が指定した洪水予報河川（天竜川上流河川事務所管理）の一級河川「天竜川」が該当する。（長野県伊那建設事務所管理の一級河川「桑沢川・深沢川・帯無川・沢川」は該当しない）

- 天竜川の浸水想定区域については、平成28年12月15日、国土交通省天竜川上流河川事務所公表の「天竜川洪水浸水想定区域図」（想定最大規模1000年に1回：2日間≒48時間の交点から605mm/48時間を設定）に基づき指定したものである。
- 水防法改正に伴い新たに指定した浸水想定区域の要配慮者利用施設は、町内12施設（社会福祉施設10施設、保育園1施設、医療施設1施設）である。

3 水防法上の対応

◎ 水防法第15条1項4号

浸水想定区域にある要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画（資料編への掲載も可）に定める

◎ 水防法第15条2項

地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等を伝達する。

4 要配慮者利用施設への伝達方法

水防法第15条2項による要配慮者利用施設への洪水に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、電話、FAX、箕輪町防災アプリ「みのわメイト」、同報系防災行政無線、移動系防災行政無線（小・中学校、高校、保育園設置）により確実に伝達する。

「水防法等の一部を改正する法律」の概要

資料10

～ 改正の背景～
平成27年9月 関東・東北豪雨
平成28年8月 台風10号 小本川氾濫
※グループホームの入居者9人が逃げ遅れて死亡

「逃げ遅れゼロ」を実現し同様の被害を繰り返さない対策が急務

H29. 6. 19 施行

水防法の改正 第15条の3第1項

土砂災害防止法改正第8条の2第1項

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する「要配慮者利用施設」が対象

水防法・土砂災害防止法の一部を改正（法的根拠）
【要旨】 ～ 要配慮者利用施設管理者の義務 ～
① 「避難確保計画」の作成・「避難訓練」の実施の義務化
※「地域防災計画」にその名称・所在地が定められた施設が対象
② 「避難確保計画」を作成したときは町長に報告するとともに、内容を変更したときも同様とする
～ 市町村長による公表 ～
正当な理由なく、指示に従わない場合は、その旨を公表することができる

～ 改正の背景～
令和2年7月豪雨 球磨川（支流「小川」）氾濫
令和2年7月4日(7:00ころ)
千寿園の入居者14人が逃げ遅れて死亡

R3. 5. 20 施行

水防法の改正 第15条の3第5項

土砂災害防止法改正第8条の2第5項

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する「要配慮者利用施設」が対象

水防法・土砂災害防止法の一部を改正（法的根拠）
【要旨】 ～ 要配慮者利用施設管理者の義務 ～
① 「避難訓練」の報告の義務化
要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
② 「避難確保計画」及び「避難訓練」に対する市町村長による助言・勧告
避難確保計画の報告及び避難訓練の結果報告を受けた市町村長は、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対し助言・勧告することができる。

資料 1 1 箕輪町医師会名簿

令和 7 年 1 月 3 0 日現在 (敬称略)

氏 名	医療機関名	住 所	電 話	備 考
福島 雅夫	福島医院	中箕輪 8428	7 9 - 2 0 7 1	
福島 紀子	〃	〃	〃	
中川 元希	中川医院	中箕輪 12501	7 9 - 2 1 0 3	
生山 敏彦	いくやま医院	中箕輪 9431-1	7 9 - 1 9 8 8	
清水 信明	上伊那生協病院	中箕輪 11324	7 9 - 8 8 1 3	
出口 博一	〃	〃	〃	
石田 克浩	伊北クリニック	中箕輪 3375	7 0 - 6 6 3 3	
芦澤 僚平	芦澤整形外科	中箕輪 12205-2	7 0 - 8 0 8 0	
上島 哲哉	ユーカーリの森クリニック	中箕輪 3007-2	9 8 - 7 8 5 5	
城崎 輝之	しろざき内科クリニック	中箕輪 8603-7	9 8 - 5 0 3 0	
三浦 浩平	箕輪ひまわりクリニック	中箕輪 460	9 8 - 7 2 0 6	会 長
藪原 明彦	やぶはら小児科医院	三日町 969-3	9 8 - 7 5 0 1	
鈴木 昭久	菜の花みのわクリニック	中箕輪 11302-1	9 6 - 7 3 7 3	
池上みのり	〃	〃	〃	

資料 1 2 箕輪町歯科医師会名簿

令和 7 年 1 月 3 0 日現在

氏 名	医療機関名	住 所	電 話	備 考
下島 計雄	下島歯科医院	中箕輪 8468-2	7 9 - 2 6 7 1	
下島 要	下島歯科医院	〃	〃	
千葉 一雄	千葉歯科医院	中箕輪 9636	7 9 - 2 0 3 2	
河野 理	河野歯科医院	中箕輪 8506-2	7 9 - 2 1 3 7	
中島 秀明	中島歯科医院	中箕輪 8322	7 9 - 9 8 8 7	
小島 武志	小島歯科医院	中箕輪 12340-4	7 9 - 8 5 2 8	
北川 雄司	北川歯科医院	中箕輪 3021-3	7 9 - 7 9 1 1	
市川 紀彦	オーク歯科クリニック	中箕輪 8390-13	7 0 - 7 0 0 1	会 長
小野 喜徳	小野歯科医院	中箕輪 1643-1	7 0 - 7 8 8 0	
下島 康司	たちばな歯科医院	中箕輪 12532-1	7 9 - 5 3 1 2	

資料 1 3 箕輪町薬剤師会名簿

令和 7 年 1 月 3 0 日現在

氏 名	医療機関名	住 所	電 話	備 考
千葉 只博	ライフ薬局	中箕輪 9430	79-1773	
千葉 佐和子	ライフ薬局	〃	〃	
柴宮 昌子	ライフ薬局	〃	〃	
蟹沢 善幸	カニサワ薬局	中箕輪 12815-2	79-6578	
蟹沢 順子	カニサワ薬局	〃	〃	
朝山 智子	カニサワ薬局	〃	〃	
千葉 胤昭	ちとせや薬局	中箕輪 9610	79-2135	
千葉 優子	ちとせや薬局	〃	〃	
渋谷 貴大	けやき薬局	中箕輪 11328-4	71-1550	
小林 直希	〃	〃	〃	
藤森 一道	〃	〃	〃	
河西 和子	〃	〃	〃	
山内 哲	ソレイユ薬局	中箕輪 12208-3	71-3636	
宮澤 孝太郎	アイセイ薬局 伊那店	中箕輪 9979-14	71-1701	
村松 卓也	伊北ハヤシ薬局	中箕輪 3367-1	70-1150	
瀬戸 穰	ほたる薬局伊北店	中箕輪 3009-1	96-7781	
鳥山 文子		三日町 1849	79-5485	
久保田 稔	みのわ土屋薬局	中箕輪 8612-1	98-4080	
酒井 勉	いろどり薬局	中箕輪 447-1	70-1610	会 長
曾根川 元治	みのわ薬局	三日町 969-3	98-9436	

資料 14 災害時協定等締結の状況

旧通 番号	項目 番号	協定名称	協定締結先	締結日	応援内容等	連絡先
1	1	官公庁 長野県消防相互応援協定書	長野県 長野市、須坂市 千曲 政府消防組合、山北広域行政組合、岳南広域消防組合 上田 西広域行政組合、佐久広域組合、秋本広域組合 北アルプス広域組合、木曾広域組合、諏訪広域組合 上伊那広域組合、南信州広域組合	平成28年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●応援内容(第5条) ●応援要請の派遣 ●応援要請区分 ●応援要請内容 隣接する市町村に対して行う ・隣接市町村の市町村が属するブロック内の市町村に対して行う ・他市町村の応援要請 全ての市町村に対して行う ・全県応援要請 他市町村が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して行う ・特殊応援要請 	
2	2	官公庁 長野県市町村災害時相互応援協定書	県内市町村	平成28年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●応援内容(第3条) ●応援要請の派遣及びあつせん 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他出給に必要な資機材 被災者の救出、医療、防疫、施設の高齢者等に必要な資機材及び物資 救援及び救助活動に必要な車両等 ほか、し尿処理のための車両及び施設 避難災害施設(避難所、応急仮設住宅等) 火葬場 ●人員の派遣 救援及び応急措置に必要な職員 消防団員 ●その他 避難場所等の確保、緊急輸送路の確保等被災市町村との連携付近における必要な措置 ボランティアのあつせん 児童・生徒の受け入れ ほか災害救助法第4条に定める救助 	
3	3	官公庁 真綿町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	東京都 豊島区	平成17年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ●応援の種類(4条) ●食料・飲料水・生活必需品等の救助救済用物資の提供 ●医療、防疫資機材、発電機、車庫等の応急対策用資機材の提供又は貸与 ●医療機・技術機、技能機等の機具の派遣 ●被災者一時収容のための施設提供 ●その他、特に要請のあった事項 	
4	4	官公庁 共同宣言(平成17年)	山形県 遊佐町、楯玉町 務父市、福島県 猪苗代町 楯玉町、三戸町、岩手県 一関市、盛岡県 関市 群馬県 神流町、栃木県 那須烏山市、新潟県 魚沼市 茨城県 神守大宮市、東京都 豊島区 (真綿町を含め全12市区町)	平成17年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●共同宣言 内容 ・非常時から防災に関する様々な情報を共有し、災害時における円滑な支援活動に役立ちます。 ・防災サミットに参加した自治体が被災した場合は、相互に協力し、優先的かつ効果的な支援活動を実施します。 ・防災に関する協力関係を契機に、各分野における交流をさらに深め、お互いに発展することを目指します。 	
5	5	官公庁 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	平成22年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容(第2条) ●警備・遊撃機銃等の発令 ●重要対策資機材の提供 ●大規模土砂災害時等の防災体制の確立 	
6	11	官公庁 防災情報の共有に関する協定書	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	平成22年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容(第4条3項) ●締結先から、防災情報連携システムより上伊那広域ネットワークを介し、河川・溪流状況の選別 	

7	12	官公庁	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年4月1日	<p>情報交換内容(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般被害状況に関すること 公共土木施設(道路、河川、急傾斜地、都市施設等)被害状況に関すること その他必要な事項 <p>提供内容(第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害防止に関する情報 交通安全防止に関する情報 行方不明者に関する情報 犯罪防止・交通安全運動等行事に関する情報 熊等の思慮出来に関する情報 その他、締結者が特に必要と認めた情報
8	14	官公庁	箕輪町ホームページ推進に関する協定書	伊那警察署	平成24年4月12日	<p>● 内容(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・飲料及び生活必須物資の供給、これらの供給に必要な資機材の提供 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧、これらに必要な資機材及び物資の提供 救急・救助活動に必要な車両等の提供 救急・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 被災者の一時収容のための施設提供 特に必要と認め要請する事項
9	6	官公庁	災害時における相互応援に関する協定書	愛知県 額田郡幸田町	平成24年5月21日	<p>● 共同宣言 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に対する自治体の備えの情報を日常的に共有し、日常の自治体間の防災交流を活発化して相互の地域の理解を深め、災害時の機動的な連携に役立てていきます。 防災ミットを構成する自治体は、被災した自治体を被災しなかった自治体が連携して迅速で効果的な支援を実施する。相互支援要請体制を構築していきます。 自治体のみならず住民、事業者を含むさまざまな分野での交流を活発にし、災害時に役立つとともに、日常の地域の活性化にも寄与し、互いに支援することを目指します。 ※防災ミットは職員にて宣言
10	4	官公庁	共同宣言(平成27年)	山形県 秋田県 福島県 岩手県 宮城県 青森県 新潟県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 鹿児島県 沖縄県	平成27年11月10日	<p>● 内容(第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村境界付近に発生した火災の消火・警戒活動 大規模火災等の消火・警戒活動 自然災害発生時における防衛活動 災害時における行方不明者の捜索 特に要請があった事項
11	57	官公庁	上伊那地域の消防団による相互応援協定書	長野県 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、飯島町、南箕輪町、中川村、宮田村	平成28年3月30日	<p>● 内容(第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の救出・救援、応急復旧等に必要な職員の派遣 救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材(車両含む)、物資の提供または貸与 食料・飲料水、生活必需品等の救援物資、その他必要資機材(車両含む)の提供 児童・生徒その他の被災者の一時受け入れ ほか、特に要請があった事項
12	54	官公庁	三遠南信災害時相互応援協定	愛知県 豊橋市、田原市、豊川市、浜梨市 静岡県 浜松市、袋井市、袋井市、袋井市 長野県 飯田市、松川町、高森町、阿南町 天龍村、森岡村、赤木村、豊丘村、大鹿村 駒ヶ根市、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、中川村、宮田村	令和2年3月31日	<p>● 内容(第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の救出・救援、応急復旧等に必要な職員の派遣 救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材(車両含む)、物資の提供または貸与 食料・飲料水、生活必需品等の救援物資、その他必要資機材(車両含む)の提供 児童・生徒その他の被災者の一時受け入れ ほか、特に要請があった事項

45-1	医療・福祉	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人長野県助産師会上伊那地区	平成28年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容（第5条） <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦に対する産後指導 ・分娩の介助 ・しよく爾または初月に対する保健指導 ・その他必要な事項 ※却は、救急活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について必要な措置をとる 助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行する
3					
45-2	医療・福祉	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人上伊那業刺師会	平成28年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容（第4条） <ul style="list-style-type: none"> ・患者に対する問診、服薬指導 ・医薬品の仕分け及び管理 など ※却は、救急活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について必要な措置をとる 助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行する
1					
35-1	建設・水道	災害・除雪等緊急時における復旧協力に関する協定書	株式会社豊後組興業支店	平成17年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設応急復旧 ・応急除雪作業 ・応急復旧用の機械器具及び資材の提供
35-2	建設・水道	災害・除雪等緊急時における復旧協力に関する協定書	伊那興業株式会社	平成17年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容（第2条2項） <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水作業 ・応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の提供
2	建設・水道	災害等緊急時における復旧協力に関する協定書	興業即水道事業組合	平成21年9月1日	
3	建設・水道	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	社団法人長野県建築士会上伊那支部	平成23年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定等を実施 ※継続中は、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なとき、即の要請を待たず、実施するものとする
4	建設・水道	災害時における資機材のリースに関する協定書	長野県建設機械リース業協会	平成24年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容（第4条） <ul style="list-style-type: none"> ・リース資機材の提供 ・発電機（2～3kVA・10・25kVA）、インバーター発電機、屋内用電圧調整器 ・ポンプ（中ポンプ、エンジンポンプ、コードリール（屋内・外） ・トランス昇圧・降圧、照明機（2.4灯式、ハルーン型）、コンテナハウス（3～4坪） ・投光機（500w・1kw）、投光機（2.4灯式、ハルーン型）、コンテナハウス（3～4坪） ・組立ハウス、軽トラック、チェンソー、ツイントイレ、水洗トイレ、簡易水洗トイレ、 ・会議用テーブル、折イス、ホワイトボード、くず入れ、コピー機、プリンター ・ノートパソコン、衛星電話、コードレス電話、石炭ストーブ、テレビ、高圧機
5	建設・水道	災害・除雪等緊急時における復旧協力に関する協定書	興業即水道事業組合	平成26年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●活動内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設応急復旧 ・応急除雪作業 ・応急復旧用の機械器具及び資材の提供
6	建設・水道	災害時における物資供給に関する協定書	明和工業株式会社	令和3年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ・水道管等の緊急復旧に必要な配管資材の貸与および施工業者への施工指導 ・被災施設とレンタル資材を接続する部材の制作及び貸与 ・前各号の他に中（町）と乙（明和工業）が協議した事項
7	建設・水道	災害等による応急復旧工事に関する協定	株式会社マリニン	令和3年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ・水道管等の緊急復旧に必要な配管資材の貸与および施工業者への施工指導 ・被災施設とレンタル資材を接続する部材の制作及び貸与 ・前各号の他に中（町）と乙（マリニン）が協議した事項
8	建設・水道	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会伊那支部	令和3年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が管理する公共施設における排灌箇所への応急処置、搬送物の除去等

9	18	一般企業	災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第1・2・4条） <ul style="list-style-type: none"> ● 販売機内の飲料（無償） ● 販売機に搭載されているメッセージボードに行政情報・災害情報の表示 ● 協定の内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ● セーフコミュニケーションの広報啓発に関すること ● 防災に関すること ● 交通安全に関すること ● 行方不明者捜索に関すること ● 災害発生時の避難誘導、災害時の生活物資確保及び避難に関すること ● その他、特に必要と認められた安全安心に関すること
10	55	一般企業	異種種別コミュニケーションの協働に関する協定書	有限会社教成運輸	平成29年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ● 以下に記す情報を提供し、サーバーが、サーバーベース上に掲載するなどして、一般に広く周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の防災情報、避難指示等の緊急情報 ● 緊急状況、ポイントに関する情報 ● 避難者のサポートに関するポイントに関する情報 ● 避難所の避難者名簿を作成する際、綿紙売のフォーマットを用いて名簿を作成
11	56	一般企業	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第3条） <ol style="list-style-type: none"> 1 防災用品等提供 <ul style="list-style-type: none"> ● 発泡スチロール製マットの供給と使用後の回収 ● 発泡スチロール製組み立て式トイレ（スチレット）の供給 ● ニコニコ備蓄セットの供給 ● その他の防災用品の供給 2 防災教育の普及支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 防災体験・研修会・講演会の企画 ● 防災訓練の実施、防災意識調査の実施 ● 防災訓練の事後教育・防災訓練の連携支援 ● 防災教育に関する情報提供
12	53	一般企業	災害時における避難物資の供給及び防災教育の支援に関する協定について	興亜七株式会社、HARIO株式会社	令和元年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第2条） <ul style="list-style-type: none"> ● 綿紙売が、移動販売中に高齢者等住宅の買収に気づいたとき前に通報。緊急の場合は、直接消防・警察等関係機関に通報
13	59	一般企業	算帳即における高齢者等の安全・安心確保に関する協定書	株式会社ニシザワ	令和2年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ● トラビズジャパンが所有するバスを避難所として提供すること ● トラビズジャパンが所有するバスを災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動に利用すること ● トラビズジャパンが所有するバスを災害救助活動に必要な人員等の輸送活動に利用すること
14	64	一般企業	災害時等におけるバス利用に関する協定書	トラビズジャパン株式会社	令和3年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第3条） <ul style="list-style-type: none"> ● トラビズジャパンが所有するバスを避難所として提供すること ● トラビズジャパンが所有するバスを災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動に利用すること ● トラビズジャパンが所有するバスを災害救助活動に必要な人員等の輸送活動に利用すること
15	68	一般企業	地方創生に関する連携協定	あいあいニッセイ同和担保	令和4年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する先進技術等の活用（gmap）
16	70	一般企業	災害時における物資供給等の協力に関する協定書	明海産業株式会社	令和5年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄の照会・提供 ● 避難所への物資供給（輸送）等の人的、物的支援
17	72	一般企業	災害時における建物の一時使用に関する協定書	生活同組合コープなごの	令和7年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 風水が発生し、または発生するおそれがある場合に、三日間休館及びひきかえに指定された支援事業所（「老健」の園内及び隣接の一時的避難所）として、「コープなごの伊北センター2階会議室」を使用することを含むもの。
1	46	医療・福祉	災害時の歯科医療救護についての協定書	社団法人上伊勢歯医師会	平成16年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務内容（第5条） <ul style="list-style-type: none"> ● 歯科医療に係る救急措置の実施 ● 緊急活動の記録 ● 死体の検案 ● その他必要な事項
2	22	医療・福祉	災害時における要介護者の受け入れに関する協定書	社会福祉法人上伊勢福祉協会	平成19年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力内容（第5条） <ul style="list-style-type: none"> ● 風水が発生し、または発生するおそれがある場合に指定する避難所において避難が困難となった要介護者のために、綿紙売の施設を使用することを含むもの。
23	医療・福祉	度野稲伊勢福祉学校		平成19年12月19日		
24	医療・福祉	特定非営利活動法人芝野 宅老所しほみや		平成19年12月19日		
25	医療・福祉	特定非営利活動法人おころ 宅老所あなの花		平成19年12月19日		
26	医療・福祉	企業組合ひがしおろ 宅老所 きのした		平成19年12月19日		
27	医療・福祉	社会福祉法人ササノ・ビジョン グレイスフル機構		平成19年12月19日		
28	医療・福祉	株式会社 ぬれぬいの里		平成19年12月19日		
29	医療・福祉	上伊勢医療福祉センター・ビジネスセンターつむぎ		平成19年12月19日		
30	医療・福祉	社会福祉法人養護園社会福祉協議会		平成19年12月19日		
31	医療・福祉	社会福祉法人上伊勢福祉協会 特別養護老人ホーム みのか園		平成19年12月19日		
32	医療・福祉	社会福祉法人平谷会 介護老人保健施設わかた	平成19年12月19日			
33	医療・福祉	社会福祉法人豊事集社介護事業部	平成24年7月17日			

45-1	建康・福祉	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人長野県助産師会 上伊那地区	平成28年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容(第5条) <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦に対する保健指導 分娩の介助 しよく備または分娩に対する保健指導 その他必要な事項 ※その他、救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について必要な措置をとる ※母は、救護活動が円滑に実施できるよう、助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が提供する 	3
45-2	建康・福祉	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人上伊那助産師会	平成28年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容(第4条) <ul style="list-style-type: none"> 患者に対する事前、臨場指導 患者の仕分け及び管理 など ※母は、救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について必要な措置をとる 助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が提供する 	
35-1	建康・水道	災害・除雪等緊急時における復旧協力に関する協定書	株式会社宮城組箕輪支店	平成17年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容(第2条) <ul style="list-style-type: none"> 公共施設前急復旧 緊急除雪作業 緊急復旧用の機械器具及び資材の提供 	1
35-2	建康・水道	災害・除雪等緊急時における復旧協力に関する協定書	伊那建設株式会社	平成17年4月25日		
39	建康・水道	災害等緊急時における復旧協力に関する協定書	箕輪町水道事業組合	平成21年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容(第2条2項) <ul style="list-style-type: none"> 緊急給水作業 緊急復旧作業 緊急給水及び緊急復旧用の機械器具及び資材の提供 	2
42	建康・水道	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	社団法人長野県建築工会上伊那支部	平成23年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 協力内容(第2条) <ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定等を実施 ※燃結等は、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なとき、町の要請を待たず、実施するものとする 	3
40	建康・水道	災害時における資機材のリースに関する協定書	長野県建設機械リース業協会	平成24年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 協力内容(第4条) <ul style="list-style-type: none"> リース資機材の提供 <ul style="list-style-type: none"> 発電機(2~3KVA・10'28KVA)、インバーター発電機、屋内用電圧調整器 ポンプ(2~3KVA・10'28KVA)、インバーター発電機、屋内用電圧調整器 トランス昇圧・降圧、水中ポンプ、エンジンポンプ、コードリール(屋内・外) 投光機(500w・1kw)、投光機(24灯式、7Vルーメン型)、コンテナハウス(3~4坪) 組立ハウス、軽トラック、チェンソー、ツェンソー、本水蒸トイシ、簡易水蒸トイシ、 奈良用テーブル、折イス、ホワイトボード、くすね、コピー機、プリンター ノートパソコン、衛星電話、コードレス電話、石油ストーブ、テレビ、扇風機 	4
38	建康・水道	災害・除雪等緊急時における復旧協力に関する協定書	箕輪町建設業協会	平成26年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 活動内容(第2条) <ul style="list-style-type: none"> 公共施設前急復旧 緊急除雪作業 緊急復旧用の機械器具及び資材の提供 	5
62	建康・水道	災害時における物資供給に関する協定書	明和工業株式会社	令和3年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 協力内容(第3条) <ul style="list-style-type: none"> 水道管等の緊急復旧に必要となる配管資材の提供および施工業者への施工指導 被災道路とレンタル資材を接続する部材の制作及び供与 ※前号の他に甲(町)乙(明和工業)が協議した事項 	6
63	建康・水道	災害等による緊急復旧工事に関する協定	株式会社マルニシ	令和3年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 協力内容(第3条) <ul style="list-style-type: none"> 水道管等の緊急復旧に必要となる配管資材の提供および施工業者への施工指導 被災道路とレンタル資材を接続する部材の制作及び供与 ※前号の他に甲(町)乙(マルニシ)が協議した事項 	7
65	建康・水道	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会伊那支部	令和3年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 協力内容(第2条) <ul style="list-style-type: none"> 市町内が管理する公共施設における損壊箇所の応急処置、障害物の除去等 	8

1	36	昭和・平成	災害時における支援活動に関する協定書	社団法人産野青年会連所	平成19年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ●支援活動(第2条) ●復旧作業に必要な人員の派遣 ●燃料供給に要する物資の調達 ●ほか、特に要請のあった事項
2	21	昭和・平成	災害時における灯油の供給等に関する協定書	箕輪町燃料商組合	平成25年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力の旨(第2条) ●町が指定する指定避難所へ重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への灯油の優先提供 ●燃料供給に伴う情報連絡体制の派遣 ※町が別居の遠隔等により協力を要請ができないと判断したときは、町の要請を待たないで協力を実施可
3	48	昭和・平成	指定避難所の運営に関する申合せ	松島区、木下区、三日町区	平成27年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ●申し合わせ事項(第9・4条) ●災害発生時、五等市(指定)の被災地等被災地及び災害の態様により、住民が区内に開設される指定避難所に避難することや危険かつ困難と認識される場合は、隣接区内に開設される指定避難所に避難できる ●指定避難所所在の区長は、避難状況について隣接区長との連絡体制を確保するとともに、隣接区からの避難者は、避難状況を隣接区長に報告 ●効率的な指定避難所運営ができるよう隣接区住民の避難を想定した訓練実施に努める
4	49	昭和・平成	指定避難所の運営に関する申合せ	湯田区、中野橋区	平成27年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ●申し合わせ事項(第2・3・4条) ●災害時、土石流等危険地物の破損等危険地物及び災害の態様により、住民が区内に開設される指定避難所に避難することが危険かつ困難と認識される場合は、隣接区内に開設される指定避難所に避難できる ●指定避難所所在の区長は、避難状況について隣接区長との連絡体制を確保するとともに、隣接区からの避難者は、避難状況を隣接区長に報告 ●効率的な指定避難所運営ができるよう隣接区住民の避難を想定した訓練実施に努める
5	20	昭和・平成	災害時における燃料等の供給に関する協定書	長野県石油商業組合上伊那支店箕輪ブロック	平成29年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力の旨(第3条) ●公自兼用燃料の確保及び供給業務 ●避難所兼用燃料の確保及び供給業務 ●各種公共施設の燃料の確保及び供給業務 ●防災関係材料の確保及び供給業務 ●のり等の確保及び供給業務 ●燃料の運搬業務
6	51	昭和・平成	災害時における応援協力の関する協定書	上伊那生コン事業協同組合	平成29年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ●協力の旨(第3条) ●消火用水の提供 ●資材供給 ●砂利等の供給 ●各種公共施設の燃料の確保及び供給業務 ●その他、町長が、町長協力が可能なもので必要と認めるもの
7	60	昭和・平成	三日町緊急防災資機材庫に関する算書	有限責任中間法人 長野県機防防災対策協議会	平成16年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ●算書内容 ●資機材庫・備蓄品の維持管理は事務局が行う ●備品について、緊急時に使用した場合は、速やかにこれらの防災資機材庫に戻す。 ●土震後等消耗品の不足分補充は町からの運搬により補充が行う
8	67	昭和・平成	指定避難所の運営に関する申合せ	上占田区・中野区、下占田区・八乙女区・大出区	令和3年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ●申し合わせ事項(第2・3・4条) ●災害時、土石流等危険地物の破損等危険地物及び災害の態様により、住民が区内に開設される指定避難所に避難することが危険かつ困難と認識される場合は、隣接区内に開設される指定避難所に避難できる ●指定避難所所在の区長は、避難状況について隣接区長との連絡体制を確保するとともに、隣接区からの避難者は、避難状況を隣接区長に報告 ●効率的な指定避難所運営ができるよう隣接区住民の避難を想定した訓練実施に努める
9	71	昭和・平成	災害時における相談業務に関する協定書	長野県弁護士会	令和6年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ●協定の旨(第1条、第2条、第4条、第5条、第6条) ●災害が発生した場合、被災者支援のための相談業務を円滑かつ適切に行うことを目的とする。 ●町は災害時において、弁護士会に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。 ●弁護士会は、要請に応じて町が指定する場所へ相談員を派遣して相談業務を実施する。 ●相談員は、町が指定する場所において、町が指定する相談員に準じた責任範囲により報告する。 ●被災者相談業務は無料とし、相談員に負担を求めないものとする。
10	73	一般企業	災害時における電力供給に関する協定書	八十二Link Nagano株式会社	令和7年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ●協定の旨(第1条、第2条、第3条、第6条) ●災害時における電力供給について必要な事項を定めることにより、災害対応を円滑に実施することを目的とする。 ●災害発生時における電力供給は、原則として町が災害対策本部を設置し、甲が乙に対して要請をしたとき実施することとする。 ●災害時における電力供給の運用は、次の各号に掲げる通り (1) 太陽光発電電力を太陽光発電用パワーコンディショナを介さないで直接バスシステムに入力する。 (2) 主要の用途は甲が行う。 (3) 電力供給は、夜間3時に開設される災害対策本部のほか、2階、3階に設置される重要負荷とする。 ●協定の旨(第1条、第3条、第7条) ●災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は次に掲げるもの (1) 日用品等の生活必需品 (2) 災害時緊急対応に必要な物資として乙が供給できるもの。 ●乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するもの。
11	74	一般企業	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カウンス	令和7年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ●協定の旨(第1条、第2条、第3条、第6条) ●災害時における電力供給について必要な事項を定めることにより、災害対応を円滑に実施することを目的とする。 ●災害発生時における電力供給は、原則として町が災害対策本部を設置し、甲が乙に対して要請をしたとき実施することとする。 ●災害時における電力供給の運用は、次の各号に掲げる通り (1) 太陽光発電電力を太陽光発電用パワーコンディショナを介さないで直接バスシステムに入力する。 (2) 主要の用途は甲が行う。 (3) 電力供給は、夜間3時に開設される災害対策本部のほか、2階、3階に設置される重要負荷とする。 ●協定の旨(第1条、第3条、第7条) ●災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は次に掲げるもの (1) 日用品等の生活必需品 (2) 災害時緊急対応に必要な物資として乙が供給できるもの。 ●乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するもの。

○豊島区関係協定締結自治体

山形県遊佐町	埼玉県秩父市	福島県猪苗代町	埼玉県三芳町
岩手県一関市	岐阜県関市	群馬県神流町	栃木県那須烏山市
新潟県魚沼市	茨城県常陸大宮市	山形県村山市	秋田県能代市
愛媛県内子町			

資料 15 危険物施設事業所別台帳一覧表 (上伊那広域消防から R7. 1 現在)

事業所名	施設名	設置場所	電話番号	品名1	数量1	品名2	数量2	品名3	数量3	品名4	数量4	品名5	数量5	品名6	数量6	休止年月日
AFAS 伊北スミエミシクラブ	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪3008番地2	79-8280	重油	6000										3.0	
HOYA株式会社アクリルセンター 松島工場	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪8837	79-8121	重油	30000	重油	30000								300	
HOYA株式会社アクリルセンター 松島工場	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪8837	79-8121	重油	5504										415	
HOYA株式会社アクリルセンター 松島工場	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪8787	79-8121	非水溶性・水溶性	2258	非水溶性・水溶性	924	非水溶性・水溶性	657	4-4	744	4-7	2274		13840	
KOARIMINOWAウイング	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14016	79-8471	第1石油類	472	第1石油類	172	第1石油類	60	4	第4石油類	240			2322	
KOARIMINOWAウイング	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14016	70-7175	非水溶性	580	非水溶性	360	非水溶性	420	4-4	1010	4-7	400		4088	2022/9/23
KOARIMINOWAウイング	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14016	79-9080	非水溶性・水溶性	304	非水溶性・水溶性	528	非水溶性	16	4-7	710	4	486		1880	
KOARIMINOWAウイング	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪522-2	79-7877	非水溶性	1250	非水溶性	150	非水溶性	11230						20347	
NTN株式会社伊那製作所	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪522-2	79-7877	非水溶性	6000	非水溶性	30000	非水溶性	6000						250	
NTN株式会社伊那製作所	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪522-2	79-7877	非水溶性	4000	非水溶性	16000	非水溶性	280						280	
NTN株式会社伊那製作所	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪14017番地11	79-8888	710コイル	235	4-1	27	8861	4-3	24503	4-4	21831			253	
NTN株式会社伊那製作所	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14017番地11	79-8888	灯油	28000										280	
NTN株式会社伊那製作所	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14017番地11	79-8888	710コイル	41000	4-3	50000								480	
NTN株式会社伊那製作所	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14017番地11	79-8888	710コイル	36000	4-3	3412								332	
NTN株式会社伊那製作所	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪14017番地11	79-8888	非水溶性	100	非水溶性	2800	非水溶性	3800	4-4	2100				555	
NTN株式会社伊那製作所	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪10000-108	79-8007	非水溶性	1100	水溶性	400	非水溶性	2000	4-3	非水溶性	2000			95	
サンエス潤滑油	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪10000-108	79-8007	非水溶性	600	非水溶性	1000	非水溶性	2000						5	
サンエス潤滑油	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪824	79-8007	非水溶性	3200	水溶性	800	非水溶性	1900						199	
サンエス潤滑油	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪824	79-8007	非水溶性	1600	水溶性	400	非水溶性	900						99	
サンエス潤滑油	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪1145-1	72-5251	灯油	6000										6	
サンエス潤滑油	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪1145-1	72-5251	灯油	6000										484	
シキボウ油	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪8673	88-8789	非水溶性	800	非水溶性	900	非水溶性	49						49	
シキボウ油	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪8673	88-8789	重油	15000	重油	15000								15	
セウエーエフエー機伊那事業所	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪8548	70-6500	710コイル	200	710コイル	380	710コイル	580		3EJ110-1600	4	4石炭精油		359	
セウエーエフエー機伊那事業所	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪8548	70-6500	4種 A 重油	2432										122	
セウエーエフエー機伊那事業所	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪10377	70-6510	重油	10000										50	
セウエーエフエー機伊那事業所	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪307-9	79-8349	重油	4800										246	
精食食品株式会社	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪945-2	79-2572	重油	5300										285	
精食食品株式会社	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪945-2	79-2572	重油	50000										250	
旭千代田工業株式会社 第2工場	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪10320-18	79-8871	710コイル	250	710コイル	7880	710コイル	36	2-鉄粉	40				938	
旭千代田工業株式会社 第2工場	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪10320-20	79-8871	重油	5800										285	
伊達工業株式会社	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪11526	79-8828	4-2	4000										4	
伊達工業株式会社	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪11526	79-8828	4-2	9700										485	
伊達工業株式会社	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪4971	79-7830	4-2	5200										52	
伊達工業株式会社	室内貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪11535	79-7838	4	1500	2石(燃料)	500								4	
伊達工業株式会社	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪11385-1	79-1711	710コイル(R)	30000	4-1	10000	4-2	10000	4-3	20000	4-3	4-3	2000	2313	
伊達工業株式会社	移動タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪707-1	79-2626	4-2	2000										20	
伊達工業株式会社	移動タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪707-1	79-2626	4-2	3600										58	
伊達工業株式会社	移動タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪707-1	79-2626	4-2	3700										30	
伊達工業株式会社	一般取扱庫	箕輪町大字中箕輪9366-1	79-2626	4-2	5000										50	
伊達工業株式会社	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪9366番地1	79-2626	4-2	10000	4-2	20000								39	
伊達工業株式会社	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪9366番地1	79-6012	重油	15000										75	
伊達工業株式会社	移動タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪11558-1	79-6825	4-2	1940										194	
伊達工業株式会社	移動タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪11558-1	70-6611	4-2	2500										23	
伊達工業株式会社	地下タンク貯蔵庫	箕輪町大字中箕輪11558-1	70-6611	710コイル	40000	4-2	20000	4-2	20000	4-4	1950				24325	

資料 1 6 応急仮設住宅建設候補地 一覧

平成24年2月24日現在

番号	建設予定地		敷地面積 (㎡)	応急仮設住宅等建設可能面積(㎡)	建設可能戸数(戸)	所有状況			敷地状況				ライフラインの状況					最寄の施設までの距離	備考			
	名称	住所				公有地・民有地の別	所有者又は管理人名	所有者の同意の有無	地形	現時点の利用形態	接道状況	土砂災害警戒区域等	造成時の資料の有無	上水道整備状況	上水道配管径	下水道等	電気			通信	ガス	ガス供給者名
1	長田コミュニティセンター 南駐車場	箕輪町大字中箕輪 3523-1	2806.00	1402.50	14	市町村有地	箕輪町長	有	平坦地	駐車場	6m道路に接道	指定無	無	整備済	本管150φより取出し可	公共下水道	整備済	未整備	LPガス	町内ガス業者	駅・バス停 0.2 km 小中学校 2.2 km 生活関連物販売店 1.5 km	
2	町営上古田運動場	箕輪町大字中箕輪 6947-1番地	18488.00	8244.00	82	市町村有地	箕輪町長	有	平坦地	グラウンド	4m道路に接道	指定無	無	整備済	本管25φより取出し可	公共下水道	整備済	整備済	LPガス	町内ガス業者	駅・バス停 0.4 km 小中学校 0.6 km 生活関連物販売店 3 km	
3	一の宮グラウンド	箕輪町大字中箕輪 18206-2番地他	5480.00	2740.00	27	市町村有地	箕輪町長	有	平坦地	グラウンド	4m道路に接道	指定無	無	整備済	本管100φより取出し可	浄化槽(放流先無)	整備済	整備済	LPガス	町内ガス業者	駅・バス停 0.1 km 小中学校 3.5 km 生活関連物販売店 2.5 km	
4	香場原第一グラウンド	箕輪町大字三日町 449番地	11000.00	5500.00	55	市町村有地	箕輪町長	有	平坦地	グラウンド	4m道路に接道	指定無	無	整備済	本管100φより取出し可	浄化槽(放流先無)	整備済	整備済	LPガス	町内ガス業者	駅・バス停 1 km 小中学校 1.2 km 生活関連物販売店 1 km	
5	香場原第二グラウンド	箕輪町大字三日町 2248番地	10478.00	5238.00	52	市町村有地	箕輪町長	有	平坦地	グラウンド	4m道路に接道	指定無	無	整備済	本管100φより取出し可	浄化槽(放流先無)	整備済	整備済	LPガス	町内ガス業者	駅・バス停 1.2 km 小中学校 1 km 生活関連物販売店 1 km	
6	長岡グラウンド	箕輪町大字東箕輪84番地他	8418.00	4208.00	42	市町村有地	箕輪町長	有	平坦地	グラウンド	4m道路に接道	指定無	無	未整備		浄化槽(放流先無)	整備済	未整備	LPガス	町内ガス業者	駅・バス停 0.4 km 小中学校 1.5 km 生活関連物販売店 0.8 km	簡易水道 地元区との調整必要

資料 17 県への概況速報

様式第 1 号 (概況速報)

(表 1)

概 況 速 報			
災害の名称		災害発生日時	
報告の時限		発受信時刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

災害の種別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応急対応等の 活 動 状 況 及び消防職員 消防団員の 出 動 状 況 等		

資料 1 8 消防庁への災害概況速報

(表 21 の 2) 災害概況速報
(消防庁第 4 号様式 (その 1))

消防庁受信者氏名 _____		報告日時	年 月 日 時 分			
災害名 _____ (第 _____ 報)		都道府県				
		市町村 (消防本部名)				
		報告社名				

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

資料 19 県への人的及び住家の被害報告

様式第 2 号 (人的及び住家の被害)
(表 2)

地域振興局
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告 (発生・中間・確定)											
災害の名称				災害発生の日時		月 日 時					
災害の発生の場所											
災害報告の時限		月 日 時現在		発信機関及び 発信担当者							
人的被害	死者			人		災害の概況					
	行方不明			人							
	負傷者	重傷			人						
		軽傷			人						
	小計			人							
計			人								
住家の被害	全壊・全焼 又は流出	棟			棟		災害発生の原因				
		世帯			世帯						
		人員			人						
	半壊又は 半焼	棟			棟		救援措置の状況				
		世帯			世帯						
		人員			人						
	一部破損	棟			棟		災害適用の見込 救助法				
		世帯			世帯						
		人員			人						
	床上浸水	棟			棟		災害対策本部	名称			
		世帯			世帯			設置	月 日 時 分		
		人員			人			廃止	月 日 時 分		
床下浸水	棟			棟		その他	消防職員出動延人員		人		
	世帯			世帯			消防団員出動延人員		人		
	人員			人							
非住家の被害 (全・半壊)				棟							

- (注) 1. 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は「調査中」と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
2. 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものであること。
3. 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上へ浸水したのも及び全壊・半壊に該当しないが、土砂や木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
4. 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものであること。
5. 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場 (便所等) 主屋を含めて一棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合は2棟とする。
6. 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は「調査中」と記載すること。
7. 「災害対策本部」欄は、災害対策基本法 (昭和36年法律第228号) 第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

資料 20 県への避難指示等避難状況報告

様式第 2-1 号 (避難指示等避難状況報告)

(表 2 の 1)

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時現在	発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避 難 指 示 の 状 況				避 難 場 所 等 の 状 況			
種別	地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
合計				合計			

資料 2 1 連絡記録票

A	B	C	D	E	担当者

連絡記録票

件名						
緊急度	緊急	重要	その他			
連絡時刻	年 月 日 () 時 分					
発信者	住所	受信者				
	職業					
	氏名					年齢
	電話 ()					
内容						
措置						

資料 2 2 箕輪町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 21 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき箕輪町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 箕輪地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 長野県の警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (5) 上伊那広域消防本部消防長
 - (6) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (11) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、長野県の職員、町の職員及び学識経験のあるものうちから町長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則(平成27年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 3 箕輪町地震災害警戒本部条例

平成 14 年 9 月 25 日
条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 18 条第 4 項の規定により、箕輪町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 長野県の警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 教育長

(3) 消防団長

(4) 町長が町の職員のうちから指名する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから町長が任命する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 前条第 7 項に定める職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 22 日条例第 22 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2 4 箕輪町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 21 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、箕輪町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2 5 箕輪町防災行政用無線局管理運用規則

昭和 61 年 12 月 5 日
規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、箕輪町が、防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政用無線局の管理運用に関し、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 4 条の規定による免許を受けた箕輪町防災行政用無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の 2 以上の受信機設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する箕輪町役場庁舎内に設置された同報系無線局及び消防室に設置する遠隔制御器をいう。
- (3) 同報系子局 同報系親局の通信の相手方となる箕輪町内に設置された受信設備をいう。
- (4) 移動系基地局 陸上移動局を相手として、箕輪町役場庁舎内及び消防室に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載、車載携帯及び携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線系の総括管理者等)

第 3 条 無線系に総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置くものとする。

- 2 総括管理者は、町長をもってあて、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督するものとする。
- 3 管理責任者は、防災担当課長をもってあて、総括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督するものとする。
- 4 管理者は、次の各号に定める者とし、管理責任者の命を受け当該部署に設置した無線局の管理監督の業務を行うものとする。
 - (1) 同報系親局及び同報系子局 管理責任者
 - (2) 移動系基地局 移動系基地局が設置された課等の長
 - (3) 陸上移動局 陸上移動局が設置された課等の長並びに出先機関等の長が指名する者
- 5 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の中から指名した者をもってあて、通信取扱者の無線設備の操作を指揮監督するものとする。

6 通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる箕輪町職員、箕輪町消防団員及び箕輪町事務嘱託員設置規程(昭和47年箕輪町訓令第4号)で定める連絡事務嘱託員長並びに各事務嘱託員とし、通信取扱責任者の指揮のもとに電波法及び関係法令等を遵守し、無線設備の操作を行うものとする。

(無線従事者の配置・養成等)

第4条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

2 無線従事者の適正な配置を確保するため、総括管理者は無線従事者の養成に努めるものとする。

3 無線従事者の現状を把握するため、総括管理者は毎年4月1日現在の無線従事者名簿を作成するものとする。

(書類等の管理)

第5条 通信取扱責任者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理するものとする。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものとして維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、管理責任者及び取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌の写を整理保管しておくとともに、無線業務日誌抄録を作成するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選任(解任)届を整理保管しておくものとする。

(無線設備の保守点検)

第6条 無線設備の正常な機能維持を確保するために、次の各号に定める点検を行うものとする。

(1) 毎日点検

(2) 毎月点検

(3) 年点検

2 前項各号の保守点検要領は、別表のとおりとする。

3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第7条 総括管理者は、非常災害時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟をはかるため、次の各号に定める通信訓練を実施するものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 各四半期ごとに1回以上

2 通信訓練は、通信統制訓練、情報収集及び伝達訓練を重点として実施するものとする。

(研修)

第8条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令及び無線設備の取扱要領等の研修を実施するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、無線局の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 2 月 26 日規則第 2 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 25 日規則第 38 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	毎日点検	毎月点検	年点検
実施監督者	通信取扱責任者	管理者	管理責任者
実施者	通信取扱者	通信取扱責任者	専門業者
時期	使用の都度	毎月始	年2回別に締結する保守契約による。
親局設備	チェックリストによる	同左	
子局設備	同上	同左	
基地局設備	同上	同左	
移動局設備	同上	同左	
点検項目	通話明瞭度	動作確認	

資料 2 6 箕輪町自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織が円滑かつ活発に活動できるよう、設立以降の運営に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和 55 年箕輪町規則第 21 号）（以下規則という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助の対象)

第 2 条 前条に規定する補助金の対象となる者は、町内の行政区にあつて平成 18 年度以降国で定める基準により設立された自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 3 条 第 1 条に規定する補助金の交付の対象となる事業の経費は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 目的に沿った講習、研修に係る経費
- (2) 緊急時に必要な備品、消耗品の購入費
- (3) 団体の運営に必要な事務費

(補助金の額)

第 4 条 前条に規定する補助金の額は 1 団体 1 年度 10 万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第 5 条 第 2 条に係る補助金の交付を申請しようとする区長は規則に定める交付申請書を町長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書の提出があつたときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金交付の決定を受けた者は、規則に定める実績報告書に事業経費を証する文書を添付し町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、書類審査及び必要に応じて行う実施状況調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

資料 2 7 箕輪町避難行動要支援者登録制度実施要綱

令和 2 年 4 月 1 日

告示第 93 号

箕輪町避難行動要支援者登録制度実施要綱

箕輪町避難行動要支援者登録制度実施要綱を次のように定める。この要綱の施行の際、廃止前の箕輪町災害時助け合い支援制度実施要綱（平成 27 年箕輪町告示第 110 号）第 5 条第 4 項の規定により確認を終えた登録台帳は、第 6 条第 2 項による箕輪町避難行動要支援者名簿申請者兼支えあい名簿登録申請書を町長に届け出たものとみなす。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）、箕輪町地域防災計画及び箕輪町個人情報保護条例（平成 12 年箕輪町条例第 38 号。以下「条例」という。）の定めるところにより、避難行動要支援者に対する平常時の見守り支援及び災害時の避難支援、安否確認等の措置（以下「避難支援等」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、「支援者」の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 上伊那広域消防本部
- (2) 箕輪町消防団
- (3) 伊那警察署
- (4) 箕輪町民生委員・児童委員協議会
- (5) 箕輪町社会福祉協議会
- (6) 区・地区社協

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 3 条 町長は、箕輪町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 町長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者の情報の提供を求めることができる。

（登録情報）

第 4 条 名簿に登録される避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先

- (6) 避難支援を必要とする事由
- (7) その他町長が必要と認める事項
(名簿登録)

第5条 町長は名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当するものとして、次に掲げる者（社会福祉施設等の長期入所施設に入所している者を除く）を名簿に登録するものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに該当するもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度表に定める障害等級が1級又は2級であるもの

(3) 療育手帳交付要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）で定める療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がA1又はA2であるもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級であるもの

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービスの介護給付を受けているもの

(6) 75歳以上のひとり暮らし又は80歳以上の高齢者のみの世帯のもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものとして申出のあったもので町長が認めたもの

2 前項第7号で規定による認定を受けようとする者は、本人又はその代理人が、箕輪町避難行動要支援者名簿申請者兼支えあい名簿登録申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(名簿情報の提供)

第6条 町長は、平常時の見守り支援、災害の発生への備え及び避難支援等の実施（以下「支えあい支援」という。）に必要な限度で、支援者が属する組織の代表者に対し名簿を提供するものとする。ただし、名簿を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りではない。

2 前条第1項各号で規定する者のうち、支えあい支援への登録を希望する者は、箕輪町避難行動要支援者名簿申請者兼支えあい名簿登録申請書（別記様式）を町長に届け出るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第13条第1項第3号の規定により、町長は災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、情報提供同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者に対し名簿を提供することができる。

（名簿の管理）

第7条 支援者は、条例を遵守し、次の各号に掲げる活動以外の目的で個人情報を使用してはならない。

(1) 災害時における災害情報の伝達、避難誘導、安否確認等の活動

(2) 前号の活動を容易にするための平常時の見守り等の活動

2 支援者は、名簿に記載された個人情報及び支援により知り得た秘密を漏らしてはならない。支援者の役割を離れた後も同様とする。

3 支援者は、名簿に記載された個人情報を当該支援に関係しない者に知られることのないよう適切に管理しなければならない。

4 支援者は、名簿を紛失しないよう厳重に保管するとともに、紛失した時は、速やかに町長に報告しなければならない。

（登録内容の変更）

第8条 避難行動要支援者又は代理人及び支援者は、名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生児童委員を通じて町長に報告するものとする。

2 町長は、第5条各号のいずれにも該当しなくなったことを知ったときは、名簿への登録を廃止することができる。

別記様式（第5条関係、第6条関係）

箕輪町避難行動要支援者名簿申請者兼支えあい名簿登録申請書

箕輪町長 宛て

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男 女	年 月 日
住所 居所	箕輪町大字（中箕輪・中曾根・三日町・福与・東箕輪） 番地 （ 区 組 ） 電話		
支援を 必要と する 事由	該当する□にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けているため <input type="checkbox"/> 障がいがあるため（ <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育） <input type="checkbox"/> 高齢のため <input type="checkbox"/> 難病のため <input type="checkbox"/> 妊産婦のため <input type="checkbox"/> 乳幼児のため <input type="checkbox"/> 外国籍のため <input type="checkbox"/> 在宅酸素のため <input type="checkbox"/> 人工透析のため <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を使用しているため <input type="checkbox"/> その他（ ）		
家族 構成	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者世帯 <input type="checkbox"/> 日中独居 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
緊急 連絡先	氏名	続柄	住所
	氏名	続柄	住所
地域 支援者	氏名	組	電話
	氏名	組	電話
私は、平常時の見守り支援、災害の発生への備え及び災害発生時等に地域の支援を受けたいので、避難行動要支援者として登録及び箕輪町支えあい名簿への登録を希望するとともに、次のことに同意します。 （1）登録された私の個人情報を本要綱第2条で定める支援者に提供すること。 （2）地域支援者等の関係者に避難行動要支援者名簿への登録及び当該関係者の個人情報の取扱いについて、事前に同意を得ること。			
年 月 日			
本人署名 _____			
代理人署名 _____（続柄）			

資料 2 8 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基準法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設(避難所、応急仮設住宅等)
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、前記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先駆隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先駆隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し、当該ブロック内から前2項の規定による先駆隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、前記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、前記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとしている。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下条村・売木村・天龍村・秦木村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲町・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料 2 9 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第 3 条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第 4 条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

- 2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。
- 3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第 5 条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第 6 条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロックごとに締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成 12 年 7 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 7 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 9 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 8 日）

この協定は、平成 27 年 4 月 8 日から効力を生ずる。

別表（第 3 条関係）

地域区分	市	町	村	等
北 信	長野市 須坂市	千曲坂城消防組合		岳北広域消防組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合	佐久広域連合		
中 信	松本広域連合	北アルプス広域連合	木曾広域連合	
南 信	諏訪広域連合	上伊那広域連合	南信州広域連合	

資料 30 長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

(1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。

(2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

(1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。

(2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。

(3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。

(4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。

(5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3 応援要請の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(1) 災害の種別、発生場所及び状況

(2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等

(3) 応援隊の集結場所

(4) 応援隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の注意事項

(7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
 - (2) 派遣車両
 - (3) 資機材等の種別及び数量
 - (4) 出発時刻及び到着予定時刻
 - (5) 指揮責任者
- 2 応援にあつては、応援要請に迅速に対応するために原則として当直隊が出動するものとする。
- (応援隊等の名称)
- 第5 協定第8条に基づき活動する応援隊の総称は、県内相互応援隊とする。
- 2 第2要請により出動した場合の、指揮隊長の名称は、北信、東信、中信、南信各指揮隊長とし、第3要請により出動した場合の指揮隊長は、長野県隊長とする。
- (応援隊の誘導等)
- 第6 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。
- (応援隊の報告)
- 第7 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。
- (1) 災害の状況及び進入経路
 - (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
 - (3) その他必要事項
- 2 応援側の市町村等の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動報告書(様式第3号)により報告するものとする。
- 3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害等状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。
- (応援隊の指揮及び編成)
- 第8 複数の応援隊を派遣する場合の指揮及び部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2第3項の規定を準用するものとする。
- 3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。
- (総括代表消防機関等への連絡)
- 第9 応援隊の派遣要請があつた場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。
- 2 地域代表消防機関は、前項の連絡があつた場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。
- (応援要請の解除)

第10 要請の解除をした場合は、応援要請解除通知書（様式第5号）により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

（会議等）

第11 協会事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を通じて開催するものとする。

（協議会）

第12 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が召集するものとする。

（地域連絡会議）

第13 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が召集するものとする。

（その他会議）

第14 総括代表機関の消防長は、必要に応じて会議を召集することができるものとする。

（協議事項）

第15 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関すること。
- (2) 警防技術及び訓練に関すること。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び研究開発に関すること。
- (5) その他必要な事項

（協議）

第16 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則についての変更の必要若しくは、疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

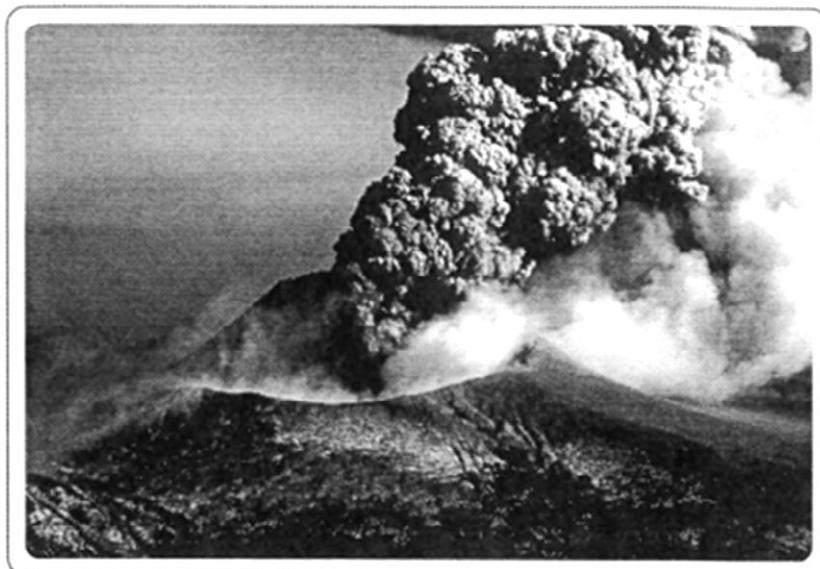
附 則

1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。

2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則（平成18年9月1日一部改正同意）

この実施細則は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。



平成23年1月27日霧島山(新燃岳)の噴火 撮影:国土交通省九州地方整備局

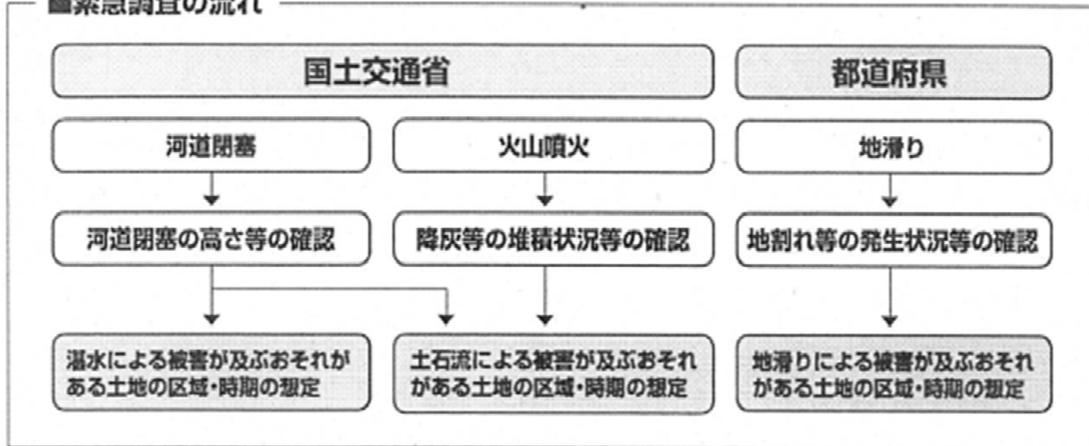
土砂災害防止法の一部改正について

——大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化——

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正

平成23年5月1日施行

■緊急調査の流れ



土砂災害緊急情報(法第29条)

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとしています。

土砂災害緊急情報のイメージ(河道閉塞に起因する土石流)

土砂災害緊急情報

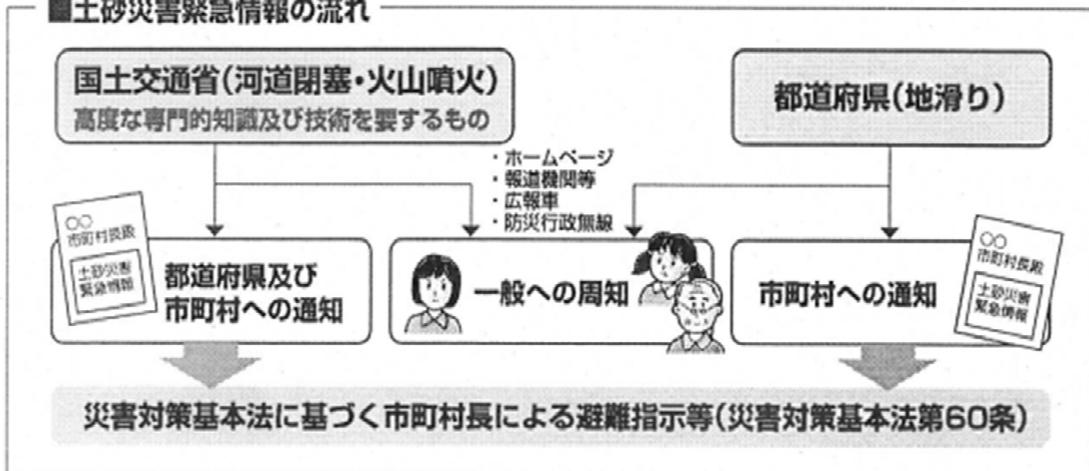
〇〇市長殿

国土交通省

〇月〇日、〇〇川の〇〇地区付近において、河道閉塞(天然ダム)が確認されました。

今後の降雨等により天然ダムの水位上昇が観測した場合、早ければ〇日〇時頃には天然ダムからの減流が始まり、天然ダムの決壊に伴い土石流が発生し、別図に示す〇〇集落等に到達するおそれがありますので警戒して下さい。

■土砂災害緊急情報の流れ



*国土交通省又は都道府県は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、国土交通省にあっては関係のある都道府県及び市町村に、都道府県にあっては関係のある市町村に随時提供することとしています。

お問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 TEL:03-5253-8111(代表)

土砂災害防止法の一部改正に基づく 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の概要

■法改正の目的

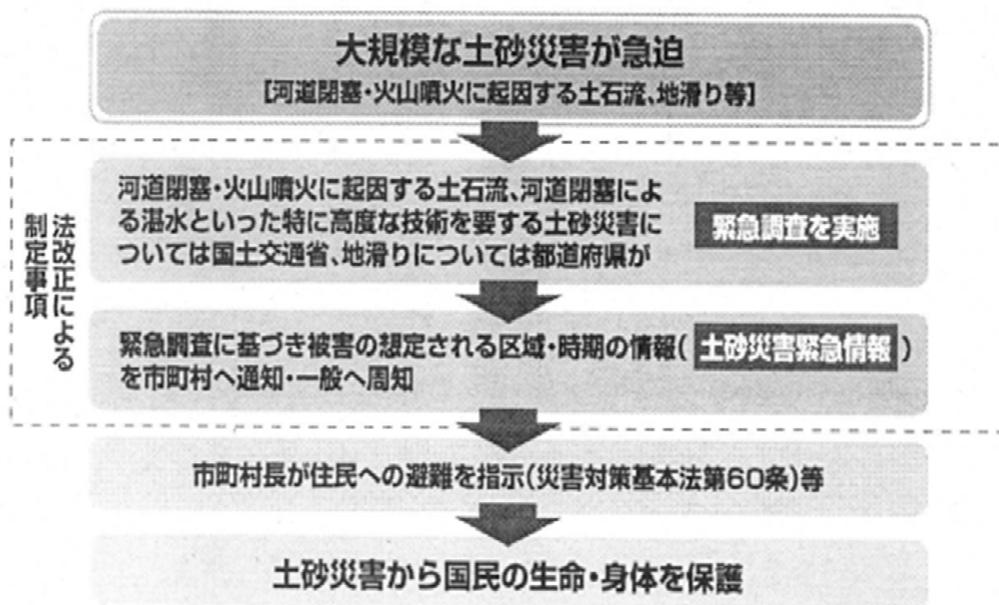
大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとします。

■法改正の背景

- ①新潟県中越地震(平成16年)、岩手・宮城内陸地震(平成20年)の際、多数の河道閉塞(いわゆる天然ダム)が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、緊急対策を国土交通省が支援しました。
- ②河道閉塞・火山噴火に起因する土石流および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶとともに時々刻々と変化するリスクの把握が必要となります。
 - ・住民に避難指示をする権限は市町村にあります。大規模な土砂災害の経験が少なく、避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難なため、国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要となります。

■法改正に至る経緯

平成21年12月 「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」による提言
平成22年11月 第176回国会にて成立(衆院・参院ともに全会一致) 法律公布
平成23年5月 施行



緊急調査(法第26条、27条)

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行うこととしています。

■河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流〈国土交通省が実施〉

- 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■河道閉塞による湛水〈国土交通省が実施〉

- 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■火山噴火に起因する土石流〈国土交通省が実施〉

- 河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

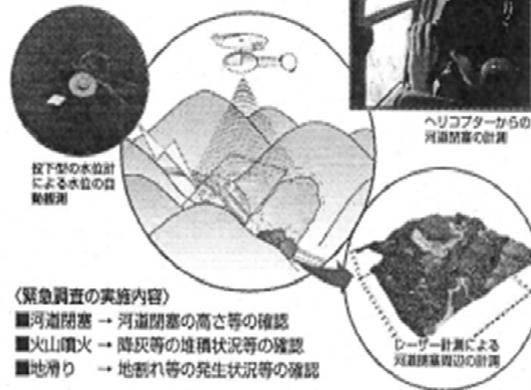
■地滑り〈都道府県が実施〉

- 地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
- おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合



緊急調査

〈河道閉塞に関する調査イメージ〉

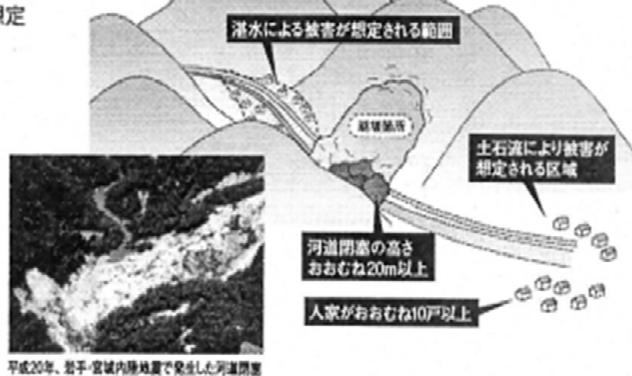


〈緊急調査の実施内容〉

- 河道閉塞 → 河道閉塞の高さ等の確認
- 火山噴火 → 降灰等の堆積状況等の確認
- 地滑り → 地割れ等の発生状況等の確認

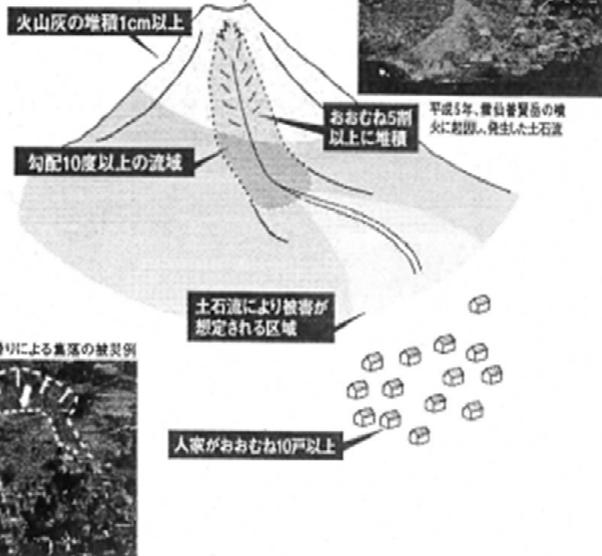
河道閉塞に起因する土砂災害(土石流及び湛水)

〈国土交通省が実施〉



火山噴火に起因する土石流

〈国土交通省が実施〉



拠点ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園陸上競技場	南箕輪村長	○			182	102	18,564
物拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園	南箕輪村長						51.6ha

資料12-3

災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠1	伊那市	荒井4558-1		富士塚スポーツ公園	伊那市振興公社	○	○	○	150	115	17,250
H拠2	伊那市	美郷7310-123		美郷スポーツ公園	伊那市振興公社	○	○	○	96	85	8,160
H拠3	伊那市	長谷黒河内219		美和湖公園(北側)	伊那市振興公社	○	○	○	150	105	15,750
1	伊那市	西町5810		陸上競技場	伊那市振興公社	○	○	○	100	73	7,300
2	伊那市	下新田3050		市役所西側駐車場	伊那市		○	○	80	60	4,800
3	伊那市	下新田		天竜川三峰川合流点	天竜川上流河川事務所	○	○	○	83	47	3,901
4	伊那市	富県5158-1		三峰川穂原河川公園	伊那市都市整備課	○	○	○	63	38	2,394
5	伊那市	富県1777-4		富県新山総合グラウンド	伊那市		○	○	90	70	6,300
6	伊那市	高遠町東高遠2035-1		高遠城跡公園運動場	高遠総合支所産業振興課	○	○	○	119	67	7,973
7	伊那市	高遠町長藤4410		高遠北小学校	高遠北小学校長		○	○	84	76	6,384
8	伊那市	高遠町藤沢3303		藤沢運動場	藤沢管理委員会		○	○	83	52	4,316
9	伊那市	高遠町山室2018		三義運動場	三義区長会			○	59	44	2,596
10	伊那市	長谷黒河内219		美和湖公園(南側)	伊那市振興公社	○	○	○	59	132	7,780
11	伊那市	長谷非持656		長谷総合グラウンド	伊那市振興公社		○		95	70	6,650
12	伊那市	長谷市野瀬387-1		伊那里グラウンド	伊那市振興公社			○	40	38	1,520
物拠1	伊那市	西箕輪3940-2		サンビレッジ体育館	伊那市スポーツ振興課						3,078
H拠1	駒ヶ根市	赤須町15895-1		駒ヶ根市営運動場	駒ヶ根市長	○			120	100	12,000
1	駒ヶ根市	赤穂4704-1		赤穂中学校校庭	赤穂中学校長	○			144	95	13,680
2	駒ヶ根市	赤穂24-275		早稲田実業学校グラウンド	早稲田実業校長	○			178	165	29,370
3	駒ヶ根市	東伊那963		東中学校校庭	東中学校長	○			103	110	11,330
4	駒ヶ根市	中沢8111-7		駒ヶ根市中山運動場	駒ヶ根市長		○		74	65	4,810
5	駒ヶ根市	中沢4266-3		駒ヶ根市中央公民館 多目的運動場	駒ヶ根市長		○		96	96	9,216
6	駒ヶ根市	赤穂11041-4		赤穂高等学校校庭	赤穂高等学校長	○			110	140	15,400
物拠1	駒ヶ根市	赤須町20-2		駒ヶ根市民体育館	駒ヶ根市長				35	47	1,645
H拠1	辰野町	樋口2396		荒神山陸上競技場	辰野町長	○			177	94	16,638
1	辰野町	小野1164		組合立岡小野小学校校庭	岡小野小学校			○	46	76	3,496
2	辰野町	横川3369		川島小学校校庭	川島小学校長		○		74	78	5,772
3	辰野町	伊那富2812		辰野西小学校校庭	辰野西小学校長			○	59	88	5,192
4	辰野町	平出1888		辰野中学校校庭	辰野中学校長	○			80	142	11,360
5	辰野町	伊那富9573-2		富士山グラウンド	辰野町長	○			57	100	5,700
6	辰野町	辰野1425-2		丸山球場	辰野町長	○			100	100	10,000
物拠1	辰野町	樋口2396		辰野町民体育館	辰野町長				50	40	2,000
H拠1	箕輪町	三日町2235-イ		番場原公園(第2ラウンド)	箕輪町長	○			100	91	9,100
H拠2	箕輪町	中箕輪6947-1		町営上吉田運動場	箕輪町長	○			97	95	9,215
物拠1	箕輪町	中箕輪8462		町民体育館	箕輪町長				35.5	28.2	999
物拠2	箕輪町	中箕輪2073		町ながたドーム	箕輪町長				60.3	36.3	2,189
H拠1	飯島町	七久保2589-14		柏木運動場	飯島町長		○		150	90	13,500
1	飯島町	飯島2436-1		飯島運動場	飯島町長		○		100	100	10,000
物拠1	飯島町	七久保2589-10		B&G海洋センター	飯島町長			○	30	23	690
2	飯島町	飯島2442-4		飯島体育館	飯島町長			○	31	31	961
H拠1	南箕輪村	2380-162		村営富士塚運動場	南箕輪村長	○			210	110	23,100
1	南箕輪村	4795-11		南箕輪小学校校庭	南箕輪小学校長		○		100	75	7,500
2	南箕輪村	3155-1		南箕輪中学校校庭	南箕輪中学校長		○		110	80	8,800
3	南箕輪村	9110-2		上伊那農業高校校庭	上伊那農業高校長	○			232	133	30,856
4	南箕輪村	8304-1		信州大学農学部校庭	信州大学農学部長	○			200	100	20,000
5	南箕輪村	8306-986		南部小学校校庭	南部小学校長		○		116	77	8,932
物拠1	南箕輪村	2880-1079		南箕輪村松寿荘	南箕輪村長						1,175.65
H拠1	中川村	片桐4742		村民グラウンド	中川村長	○			110	100	11,000
1	中川村	片桐4580		中川中学校校庭	中学校長	○			120	80	9,600
物拠1	中川村	片桐4711		サンアリーナ	中川村長				54	38	2,052.00
H拠1	宮田村	1882-14		宮田球場	宮田村長		○		95	95	9,025
1	宮田村	98		宮田村中央グラウンド	宮田村長		○		90	90	8,100
2	宮田村	6138-18		宮田村つじが丘グラウンド	宮田村長		○		90	90	8,100
3	宮田村	3474		宮田中学校校庭	宮田中学校長	○			100	120	12,000
物拠1	宮田村	1956-10		宮田村農業者トレーニングセンター	宮田村長						1,323

「緊急交通路」と「緊急輸送路」

1 緊急交通路～警察本部対応

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合みのならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、原則として、あらかじめ定めた緊急交通路交通規制対象予定道路から緊急交通路を指定する。

箕輪町に係わる緊急交通路交通規制対象予定道路

○警察庁指定

中央自動車道西宮線（阿智村県境～富士見県境）

○その他幹線道路

国道 153 号（塩尻市 R19. 20 号交点～愛知県境）

主要地方道・伊那辰野停車場線（辰野町県道交点～伊那市 R361 交点）

広域農道・伊那西部(飯島町県道交点～箕輪町 R153 交点)

2 緊急輸送路～県建設部対応

緊急輸送路は、「緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められており、当該計画は地震防災対策特別措置法に定める「緊急輸送を確保するために必要な道路」についての地震防災緊急事業計画として位置づけられる。

箕輪町に係わる緊急輸送路

○長野県地域防災計画における震災対策緊急輸送路（第一次）

中央自動車道西宮線（阿智村県境～富士見県境）

国道 153 号及び国道 153 号バイパス木下栄町交差点～沢北上交差点
（根羽村県境～塩尻市 20 号交点）

○長野県地域防災計画における震災対策緊急輸送路（第二次）

主要地方道・伊那辰野停車場線（伊那市中央区～辰野町平出）

3 緊急交通路と緊急輸送路の関係

各法令上の対応で厳格には異なるが、双方とも災害発生時の大動脈として機能する道路であることには何ら変わりはない。よって双方の整合性を図る方向。

以上

○箕輪町環境放射線調査実施要領

平成 27 年 9 月 7 日

告示第 162 号

(目的)

第 1 条 この要領は、町内の空間放射線量の現状を把握するために、役場及び小学校の校庭において空間放射線量測定を実施し、町民の安全・安心を図ることを目的とする。

(測定箇所)

第 2 条 町内における空間放射線量測定箇所は、次のとおりとする。

- (1) 役場 敷地内の屋外地上 1 m の高さとする。敷地内の屋外については、くぼみ、建築物の近く、樹木の下や近く、建造物からの雨だれの跡・側溝・水たまり、草地・花壇の上、石塀近くを避けた場所を選定し実施する。
- (2) 小学校の校庭 校庭中央部 1 地点で、地表 50 c m の高さとする。
- (3) その他 町長が必要と判断した測定箇所を実施する。

(測定の方法)

第 3 条 空間放射線量の測定は、シンチレーション式サーベイメータによる簡易測定とする。

(実施の方法)

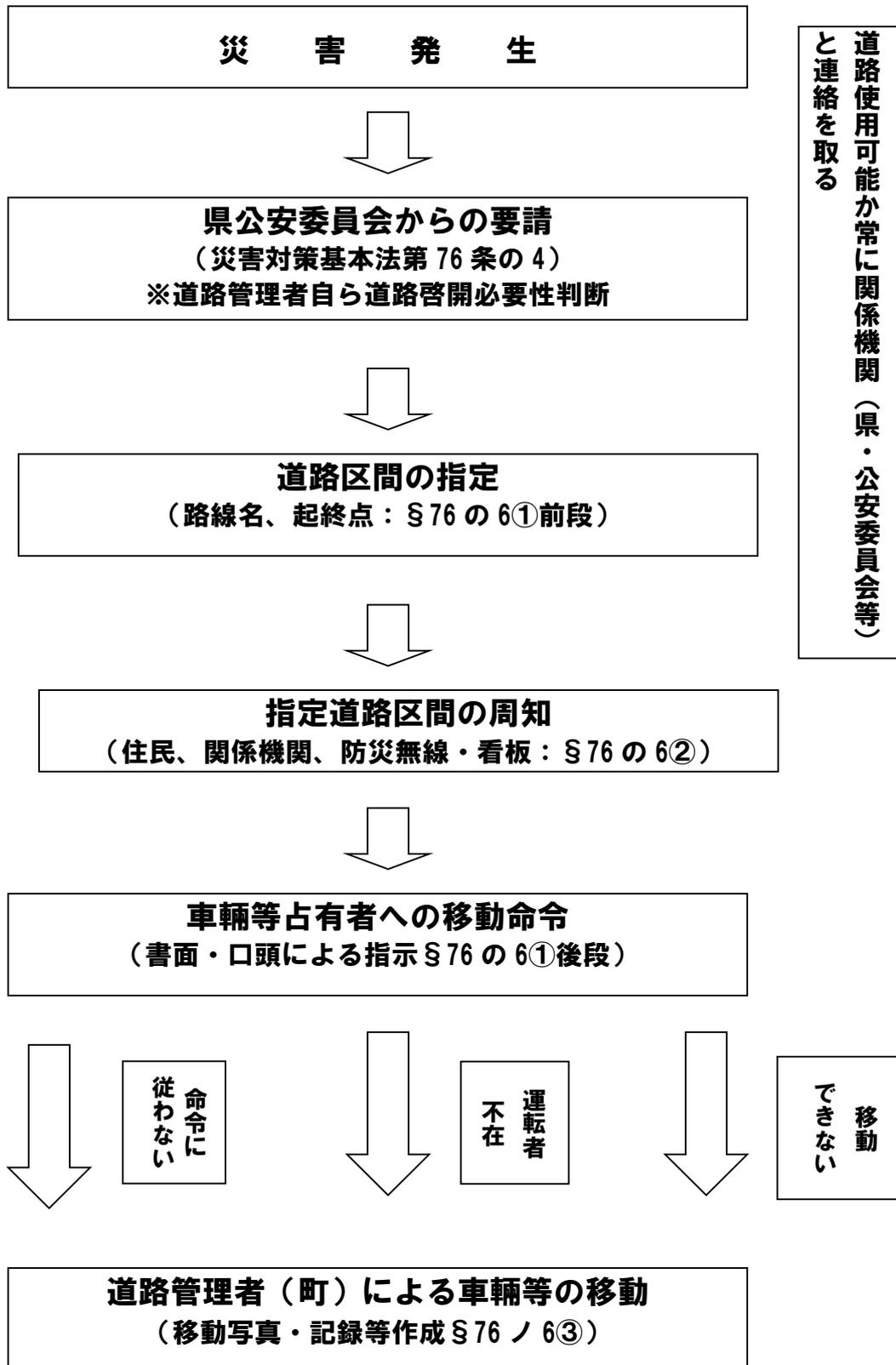
第 4 条 空間放射線量の測定は、次のとおり実施することとする。

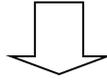
- (1) 役場は、毎週月曜日(箕輪町の休日を定める条例(平成元年条例第 33 号)第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する日はその翌日)午前 9 時に住民環境課職員が実施する。
- (2) 小学校の校庭は、毎月 1 回教育課職員が実施する。
- (3) その他町長の指示による測定は、住民環境課職員が実施する。
- (4) 測定の日程は、住民環境課及び教育課にてあらかじめ策定する。
- (5) 測定は雨天の場合についても実施する。

(測定結果の公表)

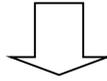
第 5 条 住民環境課及び教育課は、測定の翌日(翌日が休日の場合は休日明けの直近日)までに結果を町ホームページで公表する。

災害対策基本法に基づく車輛移動に関するフローチャート

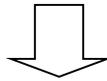




民間事業者との連携
(災害協定、建設業者及び自動車修理業者等)

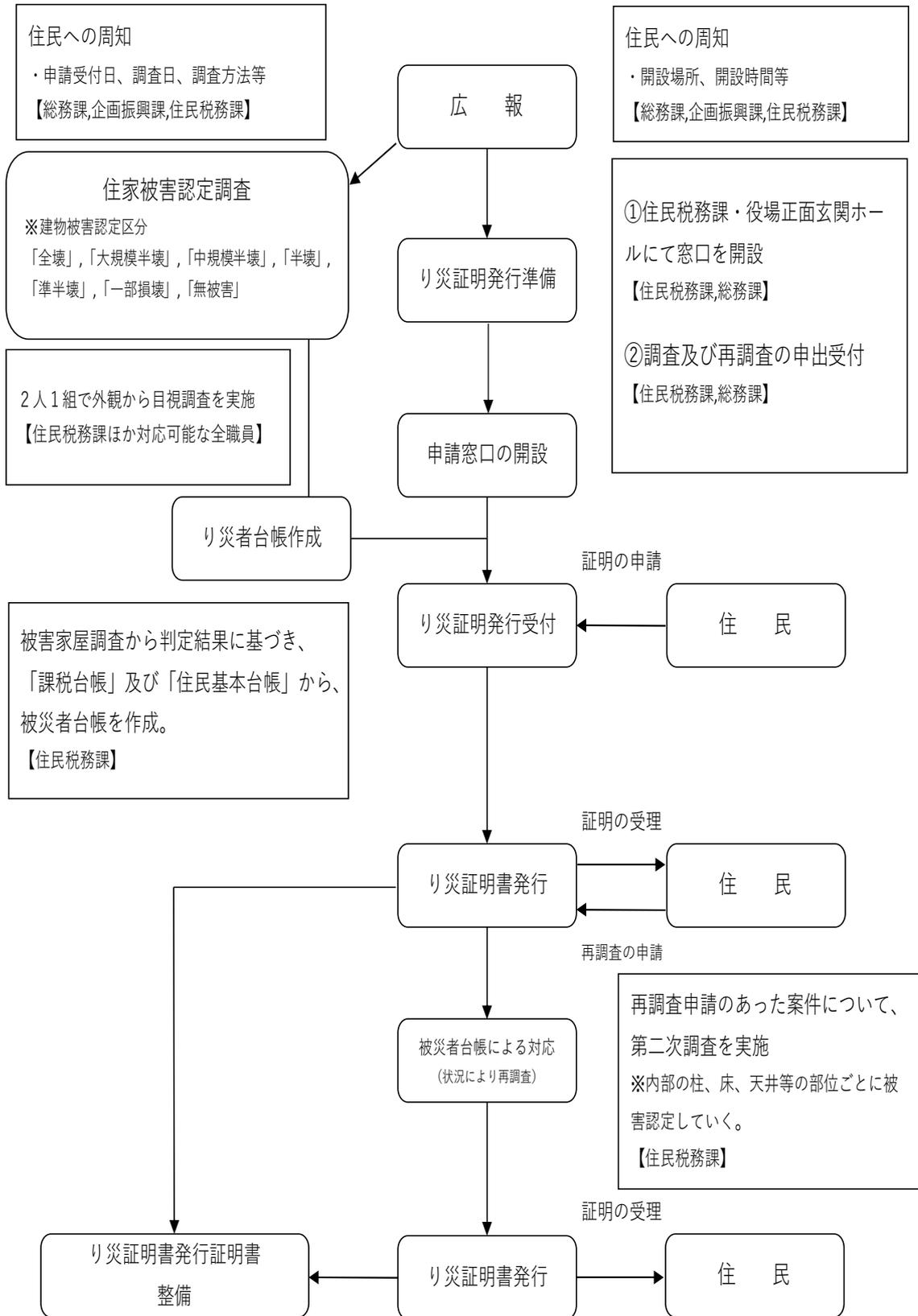


車輛移動に必要な土地の一時使用
(仮置き場、使用理由の掲示、記録：§76の6④)

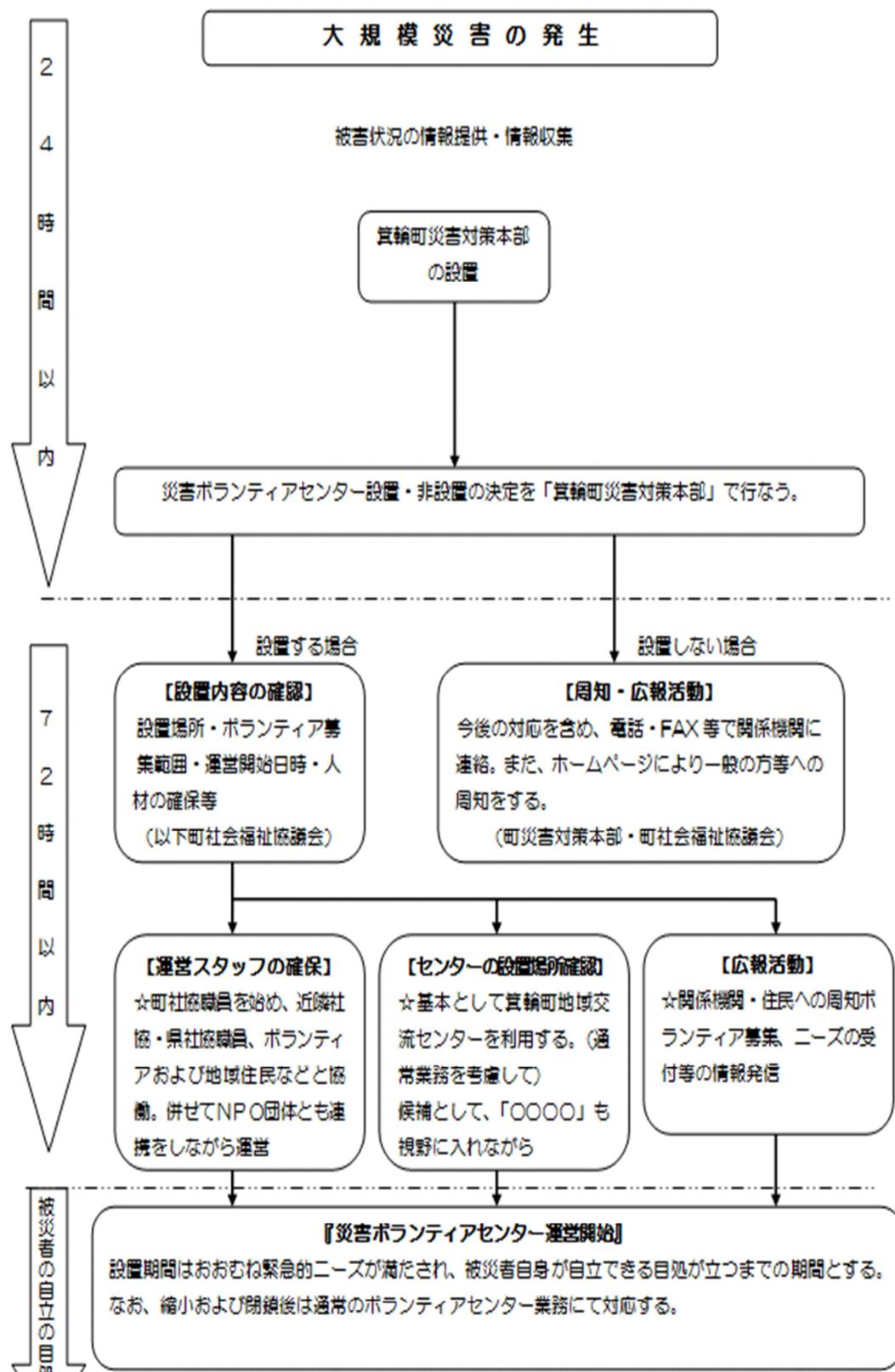


損失補償
(車輛移動時損傷した場合：§82①)

箕輪町 建物被害認定調査・り災証明書発行マニュアル



資料 38 災害発生から「災害ボランティアセンター」開所までのフロー図



箕輪町災害ボランティアセンター
設置・運営マニュアル

平成29年12月1日
社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会

目 次

I はじめに

- 1 本マニュアルの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 121
- 2 災害時における箕輪町社会福祉協議会の役割

II 災害ボランティアセンターの開設

- 1 災害ボランティアセンターの設置・・・・・・・・ P 122
- 2 災害ボランティアセンターの体制
- 3 関係機関との連携・協働・・・・・・・・ P 123
- 4 災害ボランティアセンターの組織図・・・・・・・・ P 124
- 5 災害ボランティアセンターレイアウト・・・・・・・・ P 125
- 6 各チームの具体的な役割・・・・・・・・ P 126～127
- 7 災害ボランティアセンターの流れについて・・・・・・・・ P 128～131

I はじめに

1 本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、大規模災害において被災者のニーズにあわせた災害ボランティア活動を展開するため、ボランティアの受け入れ体制や運営方法など、基本的事項についてあらかじめ記載してあります。

災害ボランティアセンターの開設及び運営を円滑に行うには、ボランティア活動に関わる関係者が実際にどのように行われるのかを事前に知っておく必要があります。

被災状況により臨機応変な運営が求められるセンターであるため、訓練等を行いながら本マニュアルを随時更新していく必要があります。

2 災害時における箕輪町社会福祉協議会の役割

平成23年3月11日の東日本大震災を契機に、災害ボランティアの役割が広く認知され、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる主体として、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が災害救援活動に取り組むという認識が浸透してきています。災害救援という観点からも社協は大きな社会的な役割を担っています。

また、日常での地域福祉活動を通じて、地域の高齢者や障がい者、ひとり暮らし等の要配慮者への支援に取り組んでいる社協は、災害ボランティアセンターにおける被災者住民のニーズ把握やボランティアのコーディネート等、現場における運営方法について、関係機関及び行政等と連携・協働して行います。

特に大災害を想定した場合、行政が担うべき役割は多岐にわたり、職員だけでは手が回らないことが多くあると予想されます。災害ボランティアの活動は、行政では対応できない被災者住民の多様なニーズに柔軟かつ、きめ細やかに応えることで1日も早い被災地復興の手助けをすることにあります。

このボランティア活動が効率的かつ効果的に実施されるためには、被災地においてボランティアセンターの体制が十分確立される必要があります。

II 災害ボランティアセンターの開設

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 設置、運営

災害発生時、箕輪町社協が災害ボランティアセンターを設置・運営します。

(2) 設置時期

災害発生時、下記いずれかの場合において、災害ボランティアセンターを設置します。

- ①町内の被災状況や職員の参集可能等を確認のうえ、箕輪町社協会長が設置を決定したとき。
- ②「箕輪町地域防災計画」に基づき、町からの要請を受けて、箕輪町社協会長が設置を決定したとき。

(3) 設置場所

- ①箕輪町地域交流センター1階を拠点とします。
- ②被災状況により、建物の安全が確保できない等、①が使用不可能な場合に備えて、災害対策本部の近くに拠点の候補を複数確保できるように考えておく必要があります。また、いずれの場所でも迅速に設置ができるよう必要最小限の備品や消耗品の保管場所を確保するために、町とともに検討していきます。

2 災害ボランティアセンターの体制

(1) 組織概要

本部、総務チーム、ボランティアチーム、情報チームの3つ構成で災害ボランティアセンターを組織します。

(2) 構成人員

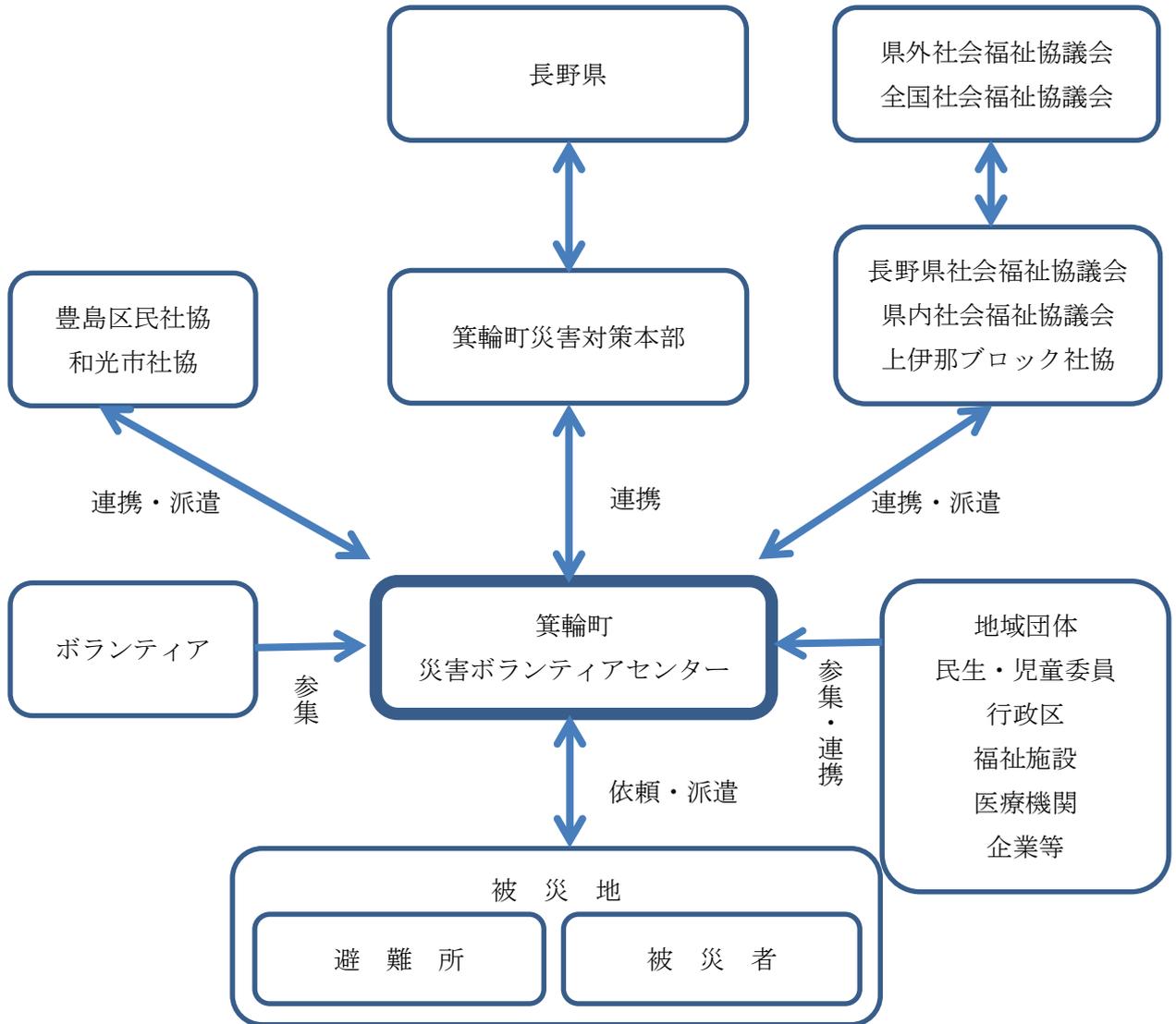
- ①箕輪町社協職員
- ②ボランティア
- ③外部からの応援人員
- ④その他

(3) 大規模災害時における社協組織の組織体制

災害発生時、災害ボランティアセンターの開設及び運営を円滑に行うため、通常業務を含めた社協組織の体制を検討する必要があります。

3 関係機関との連携・協働

①箕輪町における災害ボランティア支援組織図



②箕輪町災害対策本部との連携

『災害時における要援護者の受け入れに関する協定書』の内容に基づく

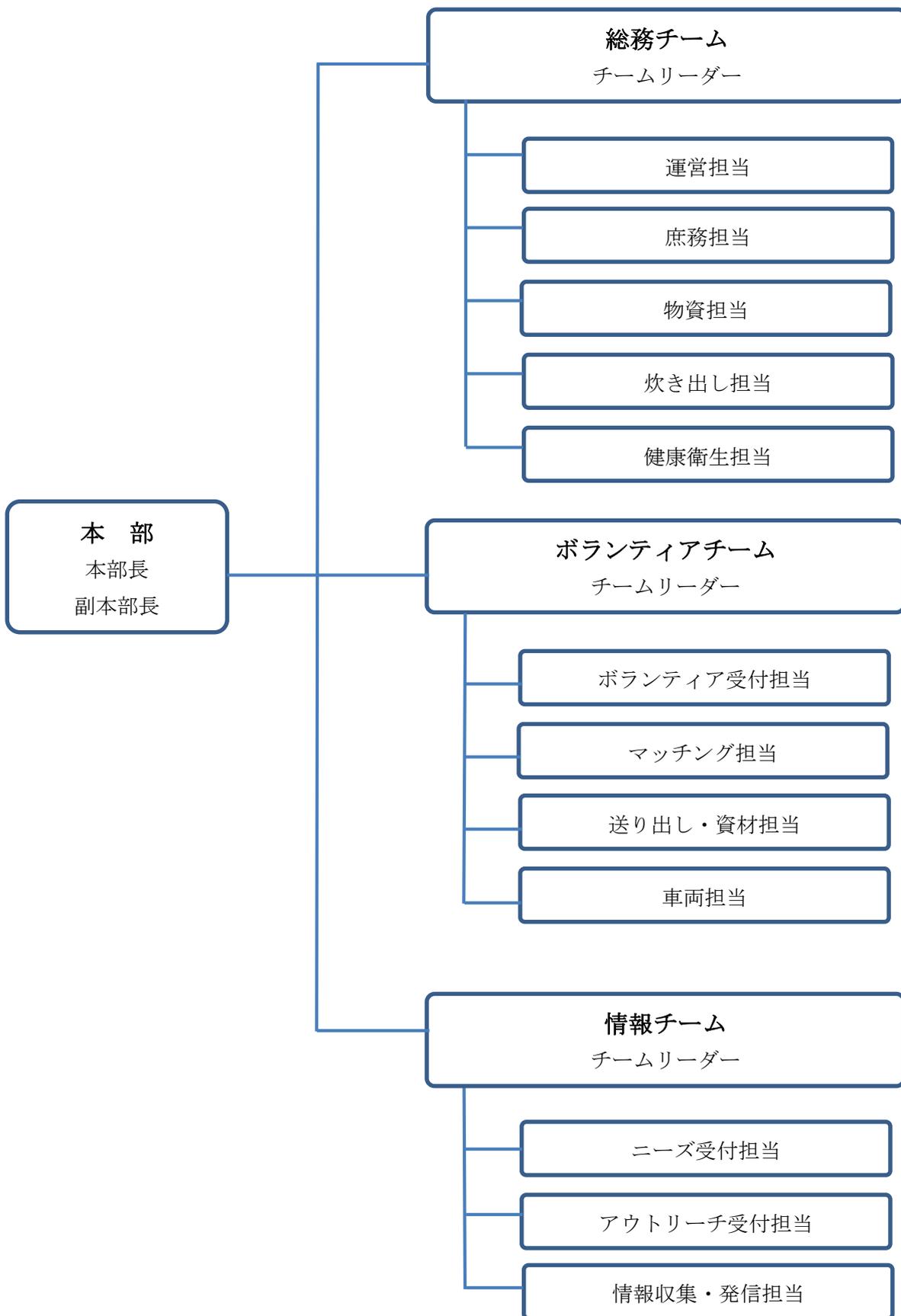
③長野県社会福祉協議会との連携

『長野県内社会福祉協議会災害時相互応援協定書』の内容に基づく

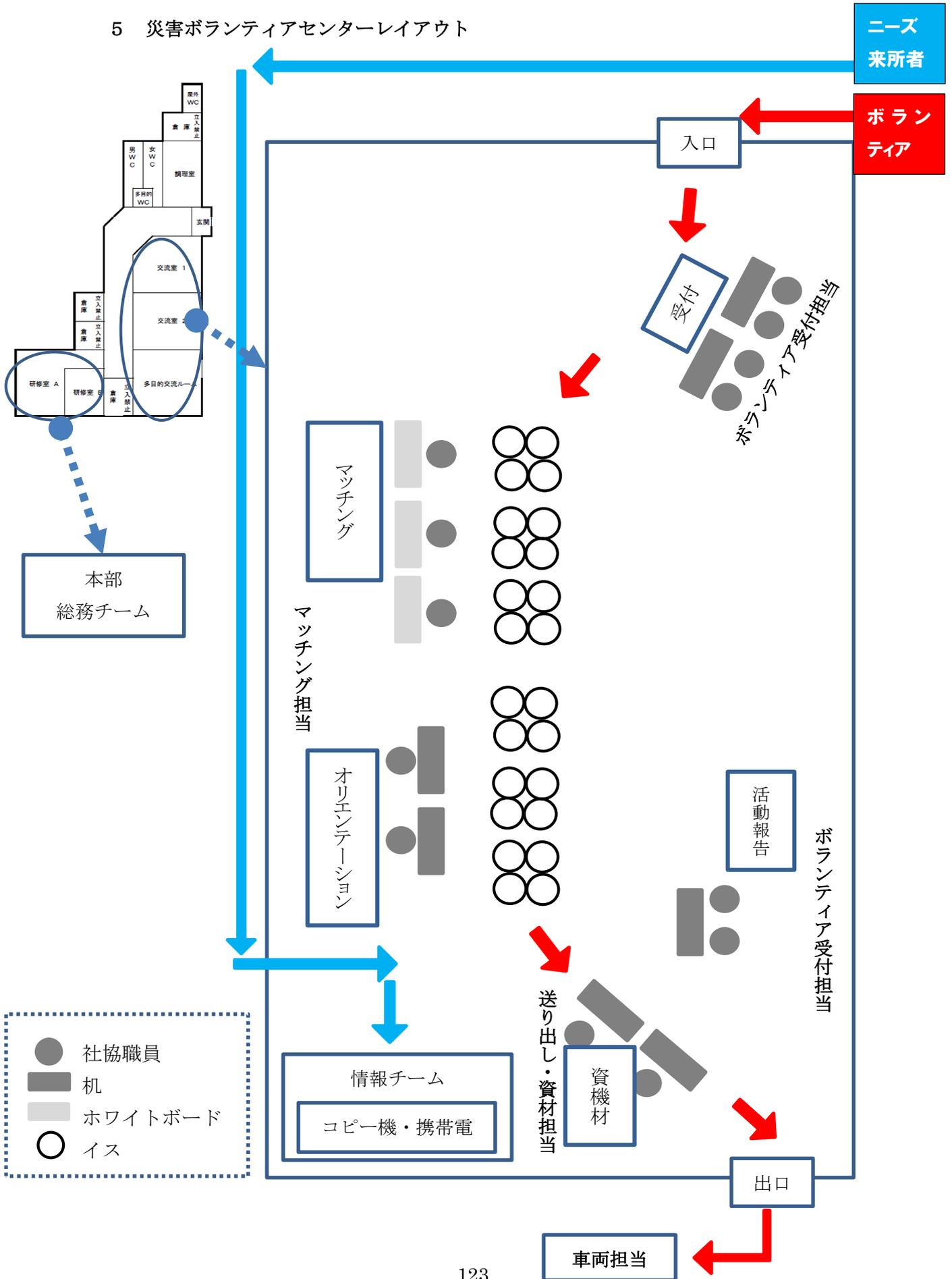
④その他団体との連携

『豊島区民社会福祉協議会、和光市社会福祉協議会及び箕輪町社会福祉協議会の災害時相互応援協定書』の内容に基づく

4 災害ボランティアセンターの組織図



5 災害ボランティアセンターレイアウト



6 各チームの具体的な役割

(1) 本部

災害直後に、災害ボランティアセンターの立ち上げに向けて検討します。
全体統括・意思決定を主な任務とし、本部長・副本部長・チームリーダーにより構成します。

<本部の担当・役割>

担 当	役 割
本部長	災害ボランティアセンターの全体統括・意思決定の責務を負う。被災状況によりその業務が遂行できない場合は副本部長等がその責務を負う。
副本部長	本部長を補佐し、災害ボランティアセンターの全体統括、意思決定の責務を負う。被災状況によりその業務が遂行できない場合は、他の職員等がその責務を負う。

(2) 総務チーム

災害ボランティアセンター全体の運営に関する業務を主な任務とします。

<総務チームの担当・役割>

担 当	役 割
チームリーダー	災害ボランティアセンターにおいて各署の統括および、町災害対策本部と連携調整を図る。 ボランティア団体や災害支援団体等の支援協力の調整、受け入れ決定を行う。本部長、副本部長の業務における補佐を行い、センター運営面の調整を図る。
運営担当	全体企画、関係機関との連絡調整、事故、トラブル対応 等
庶務担当	センター運営における会計・資金管理（義援金）、災害ボランティア派遣証明書の発行、誘導・交通整理、センター内の整理、各報道機関への広報、地域（避難所等）におけるミニイベント支援、活動結果集約、支援協力団体との調整、マスコミ対応、生活資金貸付 等
物資担当	ボランティア活動における資材管理、 センター等に送られてくる救援物資の整理・仕分け 等
炊き出し担当	炊き出し（職員、長期スタッフ分）、炊き出し用機材管理、 燃料調達、食材調達 等
健康衛生担当	ボランティア・職員の健康、衛生管理 等

(3) ボランティアチーム

ボランティアの受付から派遣までの一連の役割を任務とします。

<ボランティアチームの担当・役割>

担 当	役 割
チームリーダー	災害ボランティアセンターにおいて各署の統括および、町災害対策本部と連携調整を図る。 ボランティア団体や災害支援団体等の支援協力の調整、受け入れ決定を行う。本部長、副本部長の業務における補佐を行い、センター運営面の調整を図る。
ボランティア受付担当	ボランティアの受付、ボランティア保険の受付・管理、迎え入れ・活動報告書の提出依頼 等
マッチング担当	ニーズとボランティアのマッチング、オリエンテーション、ボランティア活動紹介表作成、活動場所の地図作成（住宅地図、パソコン地図活用）等
送り出し・資材担当	ボランティアが使用する資機材の管理、受け渡し 活動場所への道案内 等
車両担当	物資輸送、ボランティア派遣移送、急病人、負傷者の輸送 等

(4) 情報チーム

ニーズ受付や調査等の情報収集と、チラシやホームページ等を利用した情報発信を任務とします。

<情報チームの担当・役割>

担 当	役 割
チームリーダー	災害ボランティアセンターにおいて各署の統括および、町災害対策本部と連携調整を図る。 ボランティア団体や災害支援団体等の支援協力の調整、受け入れ決定を行う。本部長、副本部長の業務における補佐を行い、センター運営面の調整を図る。
ニーズ受付担当	住民からの相談・依頼、避難所等からの相談・依頼、ボランティアからの相談・依頼 等
アウトリーチ受付担当	避難所、仮設住宅等へ出向いてのニーズ把握 等
情報収集・発信担当	ホームページの更新、ボランティア募集チラシ作成、案内全般（宿泊案内）等

7 災害ボランティアセンターの流れについて

(1) 災害ボランティアセンターの流れ

ニーズ受付【情報チーム ニーズ受付担当】

- ・来所・電話で依頼を受け付けたケースについて、ニーズ受付票『様式1』により詳細に聞き取り調査を行い、ボランティア派遣にふさわしいかどうかをチェックする。
- ・ボランティア派遣にふさわしいケース（下記参照）について、ニーズ受付票（写）『様式1』をボランティアチーム マッチング担当に渡す。
- ・依頼のあった内容について「町災害対策本部」につなげた方がよいと思われるケースについては、口頭（5W1H・要点はメモで）ないし、ニーズ受付票（写）で伝える。

【ふさわしいケース】

- ・一般家庭の後片付け（家財道具の整理整頓など）
- ・危険を伴わない軽作業（庭先の掃き掃除など）
- ・専門的な技術を要さない作業

【引き受けできないケース】

- ・企業等の営業に関わるもの（店舗、事業所内での活動）
- ・危険が伴う作業、専門的技術を要する作業（屋根の修繕、シート張りなど）

ボランティア活動紹介表作成【ボランティアチーム マッチング担当】

- ・ニーズ受付票の写をうけて、ボランティア活動紹介表『様式2』に転記し、活動場所の地図をセットし、ボランティア募集掲示板に掲示する。
- ・ニーズ受付票の写しは、ボランティアチーム ボランティア受付担当者（迎え入れ担当）へ渡す。

ボランティア受付・ボランティア保険加入【ボランティアチーム ボランティア受付担当】

- ・声を出してボランティアを個人と団体に分け、受付へ誘導する。
 - ・受付に来た方は、ボランティア受付票（初回個人）『様式3』へ記入して頂く。継続の方は『様式4』。団体の方は『様式5』へ記入。
 - ・ボランティア活動注意事項『様式6』を渡し説明します。
 - ・ガムテープ等に名前（ひらがな）を記入してもらい名札を作成する。専門職などはガムテープの色を変える。
 - ・ポストイットにも同様に名前（ひらがな）を記入する。
*ガムテープとポストイットは事前に準備しておく。
 - ・災害ボランティア派遣証明書『様式7』が必要な方は総務チーム庶務担当へ誘導する。
 - ・ボランティア保険未加入者については、大規模災害時特例措置が適用されている場合、加入手続き当日から保険加入が可能であるため、ボランティア保険加入手続きを行う。
- 被災地の力になるためボランティアさんに来ていただいています。
明るく、元気に「こんにちは、ご苦労様です。」で迎え入れましょう。

マッチング（派遣調整）・オリエンテーション【ボランティアチーム マッチング担】

- ・登録を済ませたボランティア参加者は、「ボランティア募集掲示板」で参加したい活動を見つけて、自分の名前（団体参加の場合は団体名も）を書いたポストイットを貼る。
- ・スタッフは、ボランティアが参加したい活動を選べるよう必要な説明を行う。また、ボランティア募集掲示板のボランティア活動紹介表『様式2』にて紹介したボランティア希望者の確認（人数・希望の意志再確認等）を行ない、簡潔に説明を行う。

- ・ボランティア人数が複数の場合は、参加希望者の中で話し合い班長を決める。班長の連絡先をボランティア活動紹介表『様式2』へ記載する。
班長へボランティア活動報告書『様式9』を手渡す。
- ・オリエンテーション
スタッフは、活動班のメンバーを集めて活動内容と活動先（場所）、ボランティア活動に行く前に『様式8』を配布し注意事項を伝える。その際、様式8に班長の連絡先を記載する。
班長へボランティア活動紹介表『様式2』を手渡す。
- ・参加者は活動終了後に、活動内容と気づいた点を班長へ伝え、班長はボランティア活動報告書『様式9』にまとめてボランティアチームボランティア受付担当（迎え入れ・活動報告）へ活動報告書『様式9』を提出してもらうよう伝える。
- ・説明終了後、「送り出し・資材担当」にて必要な資材を受け取るよう伝える。

送り出し・資材貸出【ボランティアチーム 送り出し・資材担当】

- ・マッチング担当から流れてきた参加者については、班長が持つボランティア活動紹介表『様式2』により必要な資材を手渡す。
貸し出した数をボランティア活動紹介表『様式2』に記入する。
- ・ボランティア活動紹介表『様式2』の写しをボランティアへ手渡し、原本は迎え入れ担当者へ手渡す。
- ・災害ボランティア派遣証明書を渡し、活動場所までの道案内を行う。
- ・作業終了後、資機材の返却と活動報告をお願いし、活動先に送り出す。

活動先へ移動【ボランティアチーム 車両担当】

- ・必要に応じて、車両担当が車両で活動場所まで送迎する。

ボランティア活動

資材返却【ボランティアチーム 送り出し・資材担当】

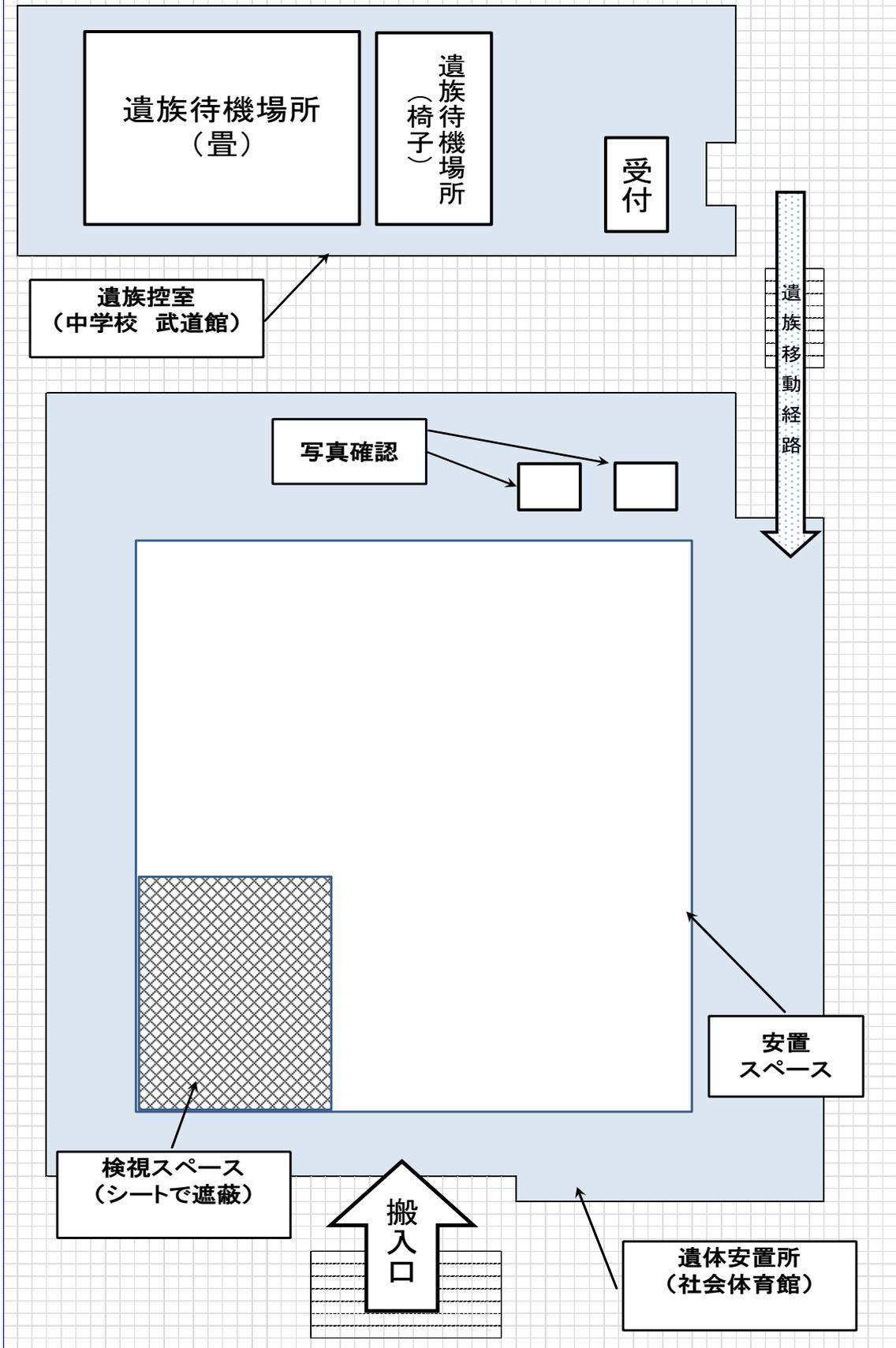
- ・ 資材の貸し出しを受けた参加者は、資材を確認して返却する。
- ・ ボランティアチーム送り出し・資材担当者は、次回の活動に備えて資材の洗浄、整理を行う。

迎え入れ・活動報告【ボランティアチーム ボランティア受付担当】

- ・ ニーズ受付票（写）『様式1』とボランティア活動紹介表『様式2』をセットにしておく。「活動中」「活動終了」「継続」の箱を用意し、書類を仕分ける。
- ・ 活動を終えた参加者が帰ってきたら、労いの声かけ後、ボランティア活動紹介表、住宅地図、派遣証明書を返却していただく。
- ・ 資機材及び手洗いうがいをしていただく。その時、活動先での様子や何か問題はなかったどうかの確認を行う。
- ・ ボランティア活動報告書『様式9』の記入をお願いし、聞き取りを行う。継続する場合はボランティアチーム マッチング担当へ書類を渡し、マッチング担当にて翌日のボランティア活動紹介表『様式2』を作成する。
- ・ 活動が終了したら情報チーム ニーズ受付担当へ書類を一式手渡し保管する。

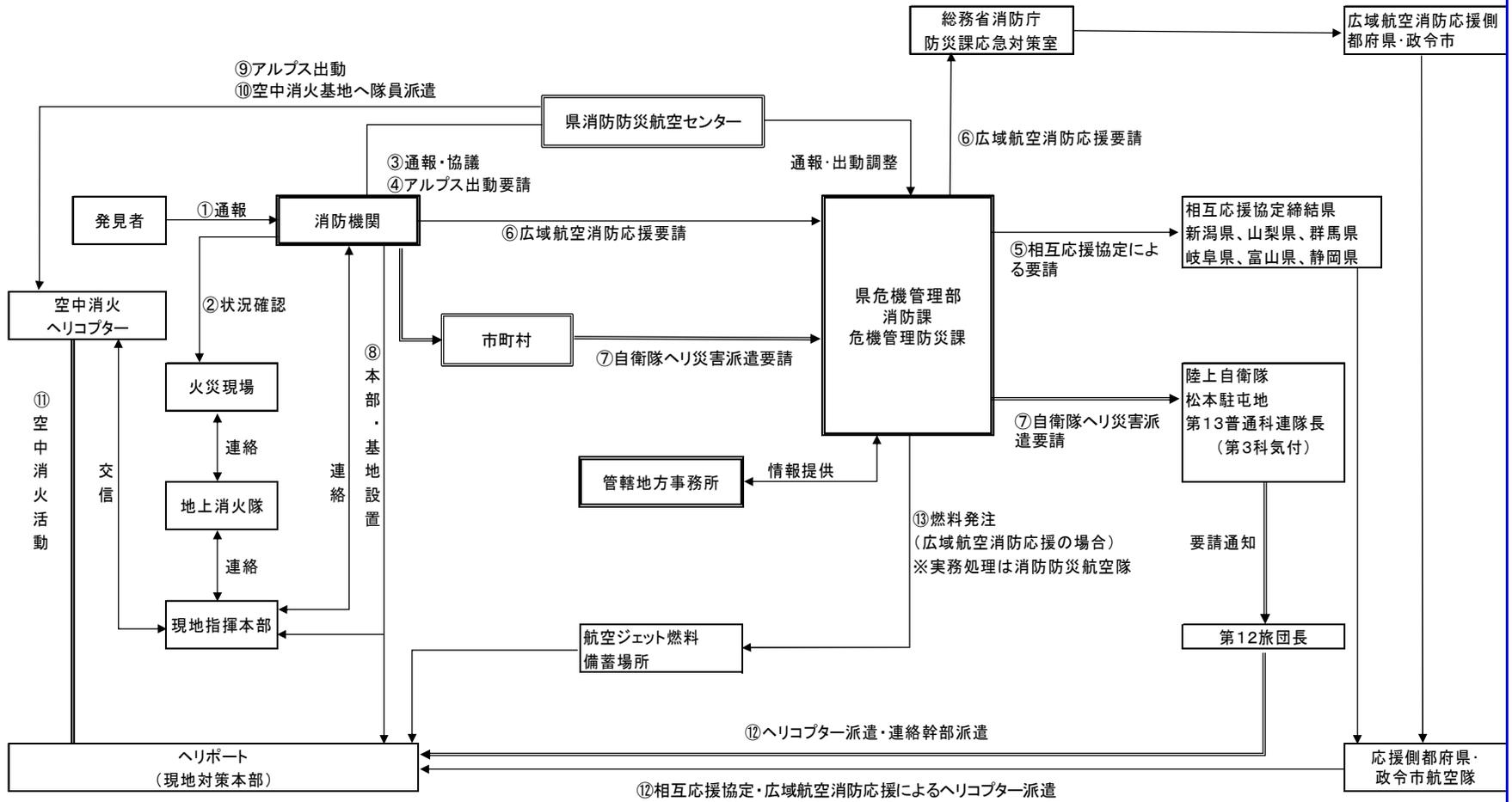
終 了

資料39 遺体安置所・遺族控室 設置図



資料40 長野県における林野火災空中消火の実施体制

長野県危機管理部



(H26.5.20現在)

南海トラフ「異常現象で警戒情報」発表

「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災対策強化
昭和 53 年東海地震の切迫性の指摘と地震予知が可能であるとして施行

R2.3.23

東海地震予知情報発表

平成 29 年 9 月 26 日「中央防災会議」
巨大地震について「確度の高い地震の予測は困難」と指摘

【政府方針】

- 地震関連情報の発表は、新たな防災対策が定まる暫定的な対応とする
- 東海地震については、「地震予測に基づく情報発信を当面取りやめ、運用を事実上凍結する

震度 7 以上の地震が起きた場合や地殻変動が観測された場合の住民への呼掛け（備えの例）

- ① 家具の固定
- ② 避難場所・避難経路の確認
- ③ 家族との安否確認手段の取決め
- ④ 家庭における備蓄の確認 等

【気象庁の今までの発表】

- 東海地震の予知を前提に「警戒宣言」発令の根拠となる「予知情報」「注意情報」「調査情報」を発表し、地震防災対策強化地域(8 都県 157 市町村：箕輪町を含む)に警戒を呼び掛けてきた。

【大規模地震対策特別措置法第 3 条 地震防災対策強化地域の指定】
諏訪市・飯田市・伊那市・上伊那・下伊那等の南信地方の 25 市町が指定)

【気象庁の今後の発表】

上記発表は取りやめ「南海トラフ巨大地震の対策」を進め、地震防災対策推進地域(29 都府県 707 市町村：箕輪町を含む)に広く情報発信していく。

【南海トラフ法 第 3 条 ～南海トラフ地震防災対策推進地域の指定】

南信地方 25 市町村に南佐久郡・木曾郡等の 9 町村を加えた 34 市町村が指定

平成 29 年 11 月 1 日気象庁から発表。(R1.5.31～情報内容の変更)
「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の 2 種類の情報名で発表

◆ 南海トラフ地震臨時情報

- ◎ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合（最短で 2 時間で分析）
- ◎ 観測された異常な現象を発表する場合
 - 「巨大地震警戒」
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
 - 「巨大地震注意」
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上で M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
 - 調査終了～「巨大地震警戒」「巨大地震注意」に当てはまらない現象と評価した場合

◆ 南海トラフ地震関連解説情報

- ◎ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- ◎ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

「DMAT」上伊那対策本部指揮命令系統の体系及び関係機関

